

第二十六回 参議院内閣委員会 會議録第十七号

昭和三十三年四月四日(木曜日)午前十一時四分開会

委員の異動

本日委員迫水久常君辞任につき、その補欠として井上知治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君

理事 上原 正吉君
大谷藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

木村篤太郎君

西岡 ハル君

松岡 平市君

松村 秀逸君

伊藤 顕道君

北村 暢君

田畑 金光君

永岡 光治君

森中 守義君

八木 幸吉君

岸 信介君

大久保留次郎君

内閣総理大臣

法務局長官 林 修三君

内閣総理大臣 官房公務員制度調査室長 大山 正君

調査室長 今井 久君

行政官 楠美 省吾君

行政官 楠美 省吾君

行政官 楠美 省吾君

行政官 楠美 省吾君

第一部 内閣委員会會議録第十七号

昭和三十三年四月四日【参議院】

行政管理庁 岡部 史郎君
大蔵大臣官房長 石原 周夫君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君
事務局長 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家行政組織に関する調査の件(堺市における公団住宅問題に関する件)

○国防衛に関する調査の件(伊丹飛行場基地返還問題に関する件)

○委員長(亀田得治君) それではこれより内閣委員会を開会いたします。

委員の変更について御報告いたします。本日付迫水久常君が辞任され、その補欠に井上知治君が選任されました。

○委員長(亀田得治君) まず行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田畑金光君 大蔵省の森永主計局長にお尋ねいたしますが、行政機関職員定員法の問題で、この数年米問題になつておるのは、定員法の外にある常勤労働者、並びに非常勤労働者の問題であるわけですか。資料によりますと、現在の常勤労働者というのが六万六千

三十一名に上り、あるいは非常勤職員になつてきますと、五十四万八千九百六十名に上つておるわけですか。今回定員法の改正によりまして、行政機関職員定員法の第二条に基づく定員というものは、六十四万三千九百七十四名、ちょうど同じ程度の常勤労働者、非常勤労働者というのがあるわけですか。このことは、必要だからしてこれだけの定員外の職員を置いておるわけであつて、しかも、しきりに検討してみると、業務の内容においても、あるいは業務の上の責任の度合いにおいても、定員内職員と同一のことをやっておる人々なんです。本内閣委員会におきましてたびたびこの問題は出ておりました。歴代の内閣が、この問題については善処をするという答弁に終つておるわけですが、つき詰めて追及してみますと、大きな一つのガンは大蔵省の考え方の中にある、この判断したわけですが、大蔵省としてはこの点についてどういう考え方を持っておられるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 現在の公務員制度におきまして、定員内職員と定員外の職員として、常勤労働者ないしは非常勤労働者等、いろいろ複雑にわたつておるわけでありまして、それらの点につきましては、それぞれ抱つてきた沿革があるわけでございますが、しかし何分にも現行の制度は複雑で、何とかこの点をすっきりさせたいという希望は私も前から持つておるわけでございます。公務員制度

調査会におきまして、その点に触れられて、これらの点をもう少し合理化をしないかならんというふうな結論も出ておるわけでございます。目下その答申に基づきまして、公務員制度調査室で鋭意検討中であることは御存じの通りでございます。そこで本年度の予算の編成に際しまして、実は常勤労働者の皆さん、なにかんずく公共事業に従事しておられる常勤労働者の皆さん、並びに各省から、定員内職員に切りかえるようにという御要請も実はあつたのでございますが、私もただいま申し上げましたように、制度全体の合理化をはかる必要はむしろ認めるわけでございますが、公務員制度調査室の結論も間もなく出ることでございますので、全体の公務員制度の一端としてこの常勤労働者の問題をどう考えたらいいか、その結論を待つてつきりした制度に改めたいというふうな考え方から、本年度の予算編成に際しましては遺憾ながら御要請に際しましてはできません、問題をもう少ししばらく将来に残したと、さうな経過になつておるわけでございます。私もこの定員内職員と同じような仕事をしておられる方、同じような格づけをすべき方もあるということにつきましては、よくわかるのでございますが、ただ一般の定員内職員と全く同じような性質の勤務かどうか、この点につきましてはいろいろ問題がございます。たとえば特に公共事業につきましては、年々

予算の額によつて事業量が変動するわけでございます。その意味で、ある程度雇用の弾力性も必要であるというふうなこともなつてくるわけでございます。まして、その問題をどう取扱うか。先ほど申し上げましたように、私も協力いたします。公務員制度調査室の結論も本年内に出していただきまして、出た結論に従ひまして、来年度予算におきましてはこの問題を何とか合理的に解決をいたさなければならぬ。さうに考えておる次第でございます。

○田畑金光君 お話の趣旨は、昭和三十年の十一月に出ました公務員制度調査会に基いて、今公務員制度調査室で諸般の検討を進めておる公務員制度全般の検討の結論を待つて処理しよう、こういう御答弁であると承りましたが、一応順序として、あるいは考え方としては、われわれとしても理解できるので、しかしこの制度調査会の答申というものは、公務員制度全般にわたる答申であつて、その中にはいろいろの面に触れておるのです。その第一段階として、今年の国会に給与体系の改正あるいはまた地域給の廃止の問題が出てきておるわけですが、さらに全般の問題となつて、公務員の性格をどう規定づけるか、あるいは今定員法との関連の問題となつておる公務員の範囲をどの限界にとどめるかというふうな問題、あるいは労働権や労働条件の問題、服務の問題、あるいは恩給の問題等、諸般の問題にわたつておるわけ

けなんです。人事行政機構の問題もそうでしょう。そういう公務員制度全般の結論を待つて処理するということは、なるほど名分は立つようだが、実際にいしからばやるのだというようにことになってきようと思うのです。これは森永さんも今に始まったことじゃなくて、二年三年前から同じようなことをこの内閣委員会でも聞かれて答弁をしておると思うのです。鳩山内閣のもとにおいて河野さんが行政管理局長官をやられたときも、同じような答弁をされておる。同じような答弁をあなたもやってきておるわけですから。来年度の国会には、次の通常国会にはこの問題が解決できるといふ見通しなのか。これは大久保行政管理局長官にも合せてお伺いいたしますが、次の通常国会までにはこの問題を解決される見通しを立てておるのかどうか。それを大久保さんにお答え願うとともに、大蔵省としては、その結論が出てくるなら、実際に現在の定員法の職員六十四万余だが、その結論によつては定員法の大修正改正等を考慮する、あるいは受け入れるだけの考え方を持っておるかとか、承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) お説のうちにこの二、三年来の問題は非常に論議されたのでございますが、ただまあ議論の焦点は、私どもが予算の編成をいたしました上から申しますと、今年には常勤労働者の定員化の問題でございまして、昨年はむしろその前の段階の非常勤職員の常勤労働者化の問題、これが非常に切実な要請でございました。その問題につきましては、予算編成上におきましても私どももいたしましては相当考慮をいたしておるつもりでございます。しかしいづれにいたしましても、ただいまお話のようないろいろな問題がございまして、私どももいたしましては、公務員制度全体の結論も、できれば本年度中に提出していただきまして、本年度と申しますが、予算編成期の前に出していただきまして、公務員制度全体の問題として、ただいま問題になっておりますものも合理的な解決をはかりたい、これが私どもの第一の念願であります。それからその公務員制度全体の合理化の結論が万一年内に出来なかった場合にどうするか。その場合には、来年度の予算の編成に際して、この常勤労働者の定員化の問題をどう考えるかという第二段のお尋ねと存じます。そのことにつきましては極力公務員制度全体の結論を急ぎたいと思ひます。急がなければならぬと思ひますが、不幸にして結論が出ない場合におきましては、私どももいたしまして、この技能労働者の問題を来年度予算編成までには何とか切り離してでも結論を出したいというふうに考えております。もつとも、そう申し上げておきたからといひましても、ただいまお話をございまして、この五十何万人の者が全部定員化されるわけではもちろんございませぬ。この中の常勤労働者、その常勤労働者にも、やはりおのずから仕事の継続性につきましてはいろいろなニュアンスがございまして、またポストによりまして、やっております仕事も非常に公務員的な意味からの濃淡があるわけでございます。それらの点の実態をまづこれは調査しなければ結論は出ないわけでございます。ところによりましては、常勤労働者として臨時的な性格

のものに残しておくことが合理的であり、必要なものも相当ございまいしょうし、結局、範囲の問題が一番重要な問題になってくるわけでございます。その点につきましては、まず何よりも常勤労働者の勤務実態を把握することが必要なことである。その調査につきましては即刻にでも各省と協力して取りまとめなければならぬ、大体今のところさような考え方をいたしております。繰り返して申し上げますれば、相願わくば年内に公務員制度全体の結論をぜひ出していただいた上で、その中の一環としてのこの問題の処理にまず力をいたさなければならぬと思ひます。万一それがおくれる場合につきましては、決してこの問題をなおざりに付するといふわけではございませぬ。

○国務大臣(大久保寛次郎君) この問題につきましては、先日来たたびたび論議されました。まあ来年度にはおそろしく調査室におきましても案がでるだらうという見通しは立つたのです。今大蔵省の方の意見を聞いてみました。やはり同じような気分でおられるようでありまして。私どもは大蔵省ともはかつて一そうこの公務員制度調査室を管轄して、なるべく早くできて、来年度に間に合わせるように鞭撻努力いたしております。

○田畑金光君 森永主計局長もよく御存じのように、たとえば建設省の例をとりますと、これは一例ですが、定員法内の職員というのが九千八百八十三名、それから常勤労働者というのが、これは準職員と呼ばれるものでしょうが、一万一千四百三十九名、非常勤職員というものが五千六百九十五名です。ね。定員法内の職員のほとんど倍を占めておるといふことなんです。これはお話のように、公共事業というものの量的な動きからいたしまして、従つてそういう公共事業にたずさわる人員の動きもあることは予測されますけれども、しかしこの数年來、政府職員全体の各省関係の非常勤、常勤労働者の数を調べてみますと、ほとんど定員内と同じ数を常に維持しておるといふこと、このことなんです。そういうことを考えましたとき、これは、いつまでも、仕事の内容と責任の度合いにおいては同じ条件にある人々が、身分的にあるいは待遇上の不安定な条件の中に置かれるということは、遺憾なことだと思ふのです。要するにこれがあるものを把握されて、善処することが必要だと思ふ。昭和二十四年以降たびたびの定員法の改正、あるいは人員整理をやつてみたが、やつた直後から出てくる。一方においてはこういうものがふくれ上つてきておる。現実には即ち行政整理であつたといふことなんです。しかもそれがいかなる名目であつても、国民の税金から給与は支払われておる。こういうことを考えたとき、業務の能率の向上のためにも、あるいはまた公務員が安心して働ける体制を確立するためにも、この問題は早急に解決しなくちゃならない。こう思ふんです。

たといば昨日も問題になりましたが、これは郵政省関係です。本年度は特定郵便局五十をふやすんです。その中には局長を入れて局長が三名平均は必要なんだが、五十名の局長だけしか認めてない。あとの五十局に対する職員百名はどうするかという、二十六万近い職員がいるんだから、そこからの流用によっていけるであらう、こういう考え方なんです。現在聞いてみますと同じことなんです。現在聞いてみますと、特定郵便局設置希望というものが千五百あるんです。それで郵政大臣のお話を聞いても、そのうちやはり少くとも五百はとりあえず必要だといふんです。毎年五十ずつ作っていくと十年かかるんです。政府の認めておる最小限の特定郵便局設立も十年かかる。しかもわすか五十を認めておる。その中で、職員はここから持つてこいと、こ

ストが、ある者は定員外の常勤労働者であり、ある者は定員内の常勤労働者である。これは何としても割り切れない問題を残しておるわけでごさいます。そこで、技能職としての特別の制度をこの際確立する方が、公務員全体の合理化をはかる上に必要ではないか、さような意味で、私もごさいます。でも、この現状を何とか改善したいというところで検討いたしておりますことは先ほど申し上げた通りでございます。もちろんそういう調査をいたし、結論を出すにつきましては、実態も十分調査して遂げなければならぬというふうに考えております。

なお、お言葉中に、郵政省の定員問題がございましたが、郵政省は合計千九百六十一人の定員の増加をはかっております。その前提をいたしまして、実は電信電話設備の一部を電々公社へ移管するというに伴いまして、五百人余り移管をいたしておりますので、その点を考慮に入れますと、二千四百八十五人、実人員としては増加を認めておるといふことになるわけでごさいます。定員の増加を認めるにつきましては、まあ国家公務員の数が戦前に比べて三倍にもなっております、しかも一たびこれを認めると、それが恒久化するにやっております。国民の租税負担にも永久に響くことにごさいますから、できるだけ慎重な態度をとって臨んでおるとはおわかりいただけると思ひます。特に昨年は行管長官の閣議における御発言もございまして、極力増加を抑制しよう、どうしてもふやさなくちゃならぬものにつきましては、まず部内の振りかえでいくのを原則にしよう、それでもなおかつ、たとえば現業官庁等

でふやさなければならぬ場合におきまして、極力能力の向上というのを、一面では、はかって、それによって増加する人員を最小限度にしようという御方針の決定をみたわけでありまして、さような一般的な方針に基きまして、個々の査定に臨んだ次第でございます。御例示がございまして、特定郵便局でございまして、五十を認めるといふのがいいか、百を認めるがいいか、郵便局の数として、その点につきましてはいろいろ問題がございまして、しかし結論をいたしましては、郵政省と私どもとの間に、本年度は五十局の新設を認めるということに意見の一致をみたわけでありまして、その定員として五十人しかみてないのはいかにもひどいではないかという御意見でございますが、実はその点につきましては、一局当り三人弱くらい要するということは、私どもはよく調査の上わかっておるつもりでございます。ただ本年度の場合、ほかに当然減少を行つべき定員、これが百人足らず実はずつたわけでごさいます、そのものを考慮に入れました、特定局分としては表面に出ましたのは五十人のごさいます、実際の人員配置をいたしましては、私どもの査定でも百三、四十人の配置でございまして、新設される特定局の業務の遂行にも遺憾のないようにということを考えておりますことだけは御了承をいたしたいと思ひます。

〇田畑金光君 この点は森永さん、単に一例を申し上げただけで、郵政関係の問題は各般にわたっているんです。毎年増員をしなければならぬというところには業務量の拡大していく姿が出ておるわけなんです。これは私はただ一端を申し上げたわけだが、そういうようなことがだんだん、だんだん、いわゆる寄せをされていくと、その考え方が、先ほど私が申し上げておるように、この膨大な常勤労働者や非常勤職員という形に発展していくわけなんです。この点についてあなたの答弁は、年内にはとにかく成案ができるように努力していこうという御答弁でありまして、把握されたならば、その実態に即して予算措置等については考えてもらわなくてはならぬと思ふのです。配置転換が必要であり、あるいは能力を高めるといふことは、これは原則論であつて、いかなる官庁においても、あるいは今日においては民間会社においても、公社においても、その心がけはすべて持つておると思ふ。けれども行政事務分量というものは毎年々々拡大していくというところ。とにかく福祉国家といふことを言つておるが、福祉行政が進展するといふことは各般にわたつてくると思ふんです。特定郵便局設置をふやさなければならぬといふことも、それはある面からいって福祉国家の一面であり、あるいは国の行政分量が増大していくといふことは近代国家の趨勢なんです。これは免れない傾向なんです。その実態に即して、やはり大蔵省は大蔵省としての、国の全体の行政を能率的に、しかも国民のためにサービスするという体制を築くことが、私は大事だと思ふのであります。予算を削る、これはまことに不要な、あるいは無用な予算を削減するためには皆様が努力しなければならぬという

ことは、国の財政にしても限界があるのですから、それは考慮できましようけれども、必要な人件費、予算については十分考慮を払い、現に先ほど来たたびたび申し上げておるように、これだけの六十万前後の定員外の職員をかかえて、現に何らかの費用によつて予算を出しておるのです。こういうことを考えたときに、大蔵省の態度というものがあるわけであつて、これは理解がいかない。こまかいことを申し上げますと、たくさんあるのですよ。ありますけれども、時間の関係で申し上げません。もう一度……この定員外職員に對しまして来年度は一体どの程度考え得るか。たとえば昭和三十一年度を聞いてみますと、やっぱり常勤労働者が一万六千人前後が定員内に繰り入れられておるというのです。大久保さんの答弁を聞いてみると、また昭和三十年分について約三千名、こういう答弁がなされておるのです。常勤労働者だけでも六万にいるわけですが、一体来年度は何ぼくらい考えておるのか。非常勤労働者が先ほど申し上げたように五十四万八千。この点、数字の上からいって、あなた方はどのように考えておるか。これは一つ行政管理局長官から御答弁願ひたいと思ふのですが、主管大臣は大久保さんであるし、大久保さんにしっかりとやらねとこの問題はちつとも解決できないので、大久保さんの考え方もあわせて、善処する、努力する、こういう御答弁だけでやられたのでは、まことにこれは時間のむだというもので、大久保さんは有力な閣僚でもありますし、どういふうな程度来年は考えておられるのか。

もう少し具体的にお答えをこの際願ひしたいと思ふのです。

〇國務大臣(大久保留次郎君) せんだって、常勤労働者やあるいは非常勤職員についての昇給昇格と言ひますか、そういう問題について数字に触れまして次第でございます。その際、非常勤職員で上の級に上つた者が三十一年度においては一万六千と言ひました。それから三十一年度においては三千人ぐらゐ、こういうことを申し上げました。これはその年度における概数でありまして、今数字が示す通り、三十一年度においては三千であるが、三十一年度においては一万以上になるといふ工合で、その年の工合によつて非常に違ひますから、あらかじめ何人くらい予定して常勤の職員にするかといふことは、ちよつと予定がしにくいのであります。できるだけ欠員あり次第、そのうちの成績のいい者からできる機会を与えるといふふうにするのが、私どものてつております態度であります。何人という数字をあらかじめこうするんだというところは、ちよつと今数字が出て参りません。この点を御了承願ひいたします。

〇政府委員(森永貞一郎君) 制度全体の問題の一端としてこの問題について結論を出す努力をいたしておる、いたさなければならぬと申しましたのは、もちろんこれは予算編成の前提として年内に結論を出していただきたいといふことで申し上げておるものでございまして、その結論が出まして、また一方先ほど申し上げましたように、実態を調査いたしまして、その実態の結果に基づいて具体的な計数が出てくるわけでごさいます、目下のところ、どのく

三

らしいという事は、あらかじめここで申し上げる準備もございませんし、また今のような筋道から申し上げまして、ちょっとそれは御答弁できない問題でございますので、御了承いただきたいと思います。

○田畑金光君 岡部さん一つ、大臣の答弁でよろしいのか、行政管理局としてはああいう考え方でまだいるのか。そうならば、あなた方はこの間から答弁したことは、まるっきり何のために答弁したのかわからぬのです。この間からの答弁を聞いてみますと、公務員制度全般に再検討を加えておる。この一環として定員法の定員問題についても検討を進めているのだ。さらにその公務員制度再検討の結果は、数年来問題になっておる常勤労働者、非常勤労働者について、実際の仕事の内容とか、責任とか、定員法内の職員と同じようなものについては、同様の取扱いをする方向に持っていくというのが、あなたの方の答弁だったと思う。昭和三十一年度は一万六千人入れた、三十年度は三千人も入れた、それは今までは制度全般の検討の中にそのようなことが出たのではなくして、自然発生的にそのようなことが行われたにすぎないのである。今度は公務員制度全般について再検討を加えたならば、その結論によつては大幅にこの問題については具体的な処理が進められるものと、われわれは期待し、そういうような答弁だと思つて今まで聞いてきたのだが、先ほどの大久保国務大臣の答弁を聞いてみると、ちつとも今まで言つてきたことと変りない答弁です。

○政府委員(岡部史郎君) 大久保国務大臣及び森永主計局長から申し上げます。

した答弁につきましては、その趣旨において一致していると思うのであります。すなわち現在六万の常勤職員のうち、これを定員化すべきものについては、公務員制度の改正と相俟つて年度内に解決したい。けれども、もし万一公務員制度の改正が具体化しない場合におきましても、この点については善処したい、その解決をはかりたい、その数字については、現在のところ、実態調査も必要であるから、今ここで申し上げることはできません、こういう工合に解釈しております、私ども一貫してその態度をとつてきています。

○田畑金光君 最後に一言だけ……これは私は大久保さんに特に希望として申し上げておきますが、悪い点だけを答申の中から取り上げて、あるいは人事院の廃止だの、あるいは給与体系の職階制への移行だの、あるいは定年制の実施だの、こういうことをやるのが答申案の内容じゃないかと思うのです。もう少し近代的な、民主的な人事行政をやることも政府として考えてもらわなくちゃならないと思う。ことに年来問題になっているこの定員外の膨大な職員について定員内に繰り入れるべし、こういうことは、公務員の民主的な運営のためから、人事行政の健全なあり方からいっても、これは速急にやつてもらわなければならぬことであるので、少くとも年内にはこういう面については結論を出して、次期通常国会等には法案を出せるように善処を強く要望申し上げます。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私どもの連日にわたつての説明と田畑さんのお考えと私は一致していると思うので

す。多数のこういう職員に同情して、給与をよくしたい、給与を上げていこうという精神は一致しておりますから、せいぜい努力いたします。

○北村暢君 私は農林省の農地局の問題に限って質問したいと思ひます。

まず農地局の仕事が、公共事業の關係で、昨日も岡部管理部長から言われているように、従来の公共事業、災害があつたりあるいは予算がつかなくなつたりして、一部の工事の事業所が予算の關係その他でロスがあつた、こういうことが指摘されておつた。従つてそれによる定員の配置ということが合理的になされるということが一つ考えられるべきであつたということでありますが、私も率直にその意見は認めたい。そこで昨年の公共事業特別調査委員会の答申に基いて、今度の特定土地改良特別会計が創設せられて、これらの事業のロスというものをなくして、継続事業が計画的に進められるというふうな建前のもとに、この特別会計が創設せられた、これは大蔵當局も十分御承知のことだと思ふ。従つて全国現在の継続中の事業、新規の事業におきましても今後計画的に実施いたしまするので、きのう指摘されましたような事業のロスというものはなくして、一せいに計画的な仕事になされる、こういうことになつたということでは率直に認められるだろうと思ふのです。それで、昨日の農地局長の答弁の中に、今でも五百六十六名の新規の定員増を要求したことについての考え方は正しいと思つておつて、これを要求した当時の気持と變つていない、こういうことを農地局長は言われておる。

それが政治的な關係もあつて、これが切られたので、やむを得ず何かやりくりをしてやらなければならぬのだらう、こういうことを言つておられた。そこで行政管理局としては、そういうことも知つておられるのだが、毎回の行政管理局と農林省の折衝があつたはずなんだ。その中で、岡部管理部長は、昨日もちつと触れておられますが、農林省の農地局に対しては手直しをしなければならぬであらうということをおつておられますが、今でもその気持に變りないかどうか、一つお伺いしたい。

○政府委員(岡部史郎君) 簡単にお答え申し上げます、農地關係の常勤労働者三百五十八人につきましては、これはその大部分が定員内の職員とかなり同じような性質の仕事をしている、従ひまして機会があればできるだけこれを定員内に繰り入れるように努力したい、こういう気持を持つておることにはたびたび申し上げた通りであります。

○北村暢君 私はその点については、一般的に、今、田畑さんからも質問がありまして、その点を言つておるのではないので、実際に昨年度の北海道の篠津のこれは北海道開発庁の定員、これがやはり篠津の工事が、あれが約七十億かの仕事だと思ひますが、それに対して初年度四億幾らの予算がついている。そしてそれに対して百名の定員、それから百四十名の常勤労働者の定員を昨年度は認めておるのである。従つて私は、今度の農地局の八郎潟の干拓事業、これは篠津の農業利水の事業より倍の規模をもつて、百五十億の予算をもつてやる、しかもこれを効率的

にやるために五年ないし七年で完成しよう、そういう考え方で、昨日のお話では、八郎潟の干拓は、初年度として、調査事業その他であるから定員は少くてもいい、こういうふうに言われたけれども、実際はそうではないのであります。三十一年度で調査事業は終つているのであります。そうして今年度から事業は着工するのである、そういう段階に入りまして、やはり初年度四億か四億五千万の予算がすでについておる。従つてこれはほかの六つの新設事業というものは、従来の仕事の終つていく事業所の振りかえが可能にしても、この八郎潟の干拓について、これは振りかえをする余地のないものなんだ、絶対にこれは必要だということなんです。ですから、私はそういう点からするならば、これは当然認められるべき定員であつたと思うのですが、それについて行政管理局ではどういうふうな見解を持つておられるのか。

○政府委員(岡部史郎君) これもごく簡単に申し上げますと、農林省の要求の五百六十六人のうち三百五十八人の常勤労働者の定員化の問題につきましては、他の常勤労働者の問題と一緒に解決する、それから新規の二百名の増員の問題につきましては、これは八郎潟なら八郎潟その他の新設個所の業務量の増減に應じまして、これは実際問題になるのでありますから、主として農林當局と大蔵省との業務量の査定の話合ひ、それに基づきまして、私どもに異議がなければ異議がないということになつておりますので、そういう話合ひに基くわけでありまして、この八郎潟の、三十三年度は、私、昨日御説

明申し上げましたような、これは簡単に申し上げましたが、調査、設計その他の表現を用いたが、約五億の予算がつきまして、三十二年からは実際の大体準備的な作業の段階に入るといふことは承知しております。

○北村 幡君　そこで大体私は、行政管理局でも、この要求というものは大蔵省との話し合いがつけば正しいと思うのだといふことをいっていると思うのです。ところがこれが全然ゼロになっているといふことは、一体大蔵省はこの農地局の定員要求に対してゼロに予算でもって切っているわけですか。これは私は大蔵省が非常に巨額な力を持っていて、吹けば飛ぶような行政管理局などというものは問題にしないのだ、じゃないか。これが大蔵省の従来の考え方として非常に強圧的に出て、当然認められるべき定員に対して大蔵省はこれはもう強引にこれを切ってきたというふうな感じが思えないのです。それで一体、農地局長も正しいと思っているし、今要求したものは変える意思はないといっているし、行政管理局も正しいといっているし、行政管理局である、それに対して大蔵省がゼロでこの予算で査定しているといふことは、大体その定員法の定員というものを一体行政管理局がきめるのか、大蔵省がきめるのか、それをはっきりしてもらいたいのだ。そのところを大蔵省の見解をお伺いしたい。

○政府委員(森永貞一郎君)　定員法の所管はもちろん行政管理局でございます。予算編成の最後の段階におきまして、私も行政管理局ともよく相談をいたしました上で、予算の定員の方をきめておる次第でございます。一般

的な定員査定の方針は、先ほども申し上げましたが、具体的に農林省の農地局関係がどうかという問題でございますが、なるほど新規着工個所が八郎潟を含めまして七個所でございますか、あるわけでございます。それにつきまして仕事もふえるわけでございますが、しかし他面、完成をいたします個所もあるわけでございます。工事の施行個所といたしましては大体前年度と同じくらいの個所数になるわけでございます。もちろんその工事の内容がたとえ八郎潟みたいな大きなものが加わってきたという面で、質的な面では若干違いがきておるといふこともございまいしょう。しかし個所数が同じであるといふことから判断いたしました。現在の農地局職員の配置転換、完了地区からの移しかえ、あるいは農地局間の移しかえというふうなことを極力行なうていたが、またこれはほかの官庁についても同じでございますが、職務執行体制の合理化をはかっていたことであるならば、大体現在の定員でまかなえるという結論に達したわけでございます。そういう趣旨で農林省とも予算折衝の過程におきまして十分折衝いたしました結果、政府の結論として、こういう結論になっておるわけでございます。

○北村 幡君　その点、大蔵省が一体予算定員を査定するのか、何かははっきりしないようでございますけれども、行政管理局だと言っているけれども、実際のには大蔵省で査定している、こういうふうな感じが私どもも理解できない、それで事業所が今個所数が大体同じだと、こうおっしゃられた。実際になく

なる事業所は四つなんです。そしてふえる事業所は六つなんです。そして、その減っていく事業所というものの配置転換というものは、大体において農地局の事業の運営というものは事業が終るときには大体配置転換というものが終って、新設なら新設なりやるところへ配置転換をして、そして円滑にやってきているのは、従来もうずっとやってきている。それでなおかつ、また事業量よりもまかなえないというところでは、八郎潟の干拓等においては、これは最盛期において三百五十名くらいは定員を必要とするくらい大きな工事なんです。ですから、これはどうしても従来のことではできない、こういうことは、はっきり農地局長は言っているのです。それを政府の政策によって押えられたと、こう言っている。政府の政策は一体だれが出すのか、大蔵省が出している。そういうふうなことを言っている。よく打ち合せた結果こういうふうになったと言っているけれども、非常に無理な査定をやっている。これでは実際に事業の運営ができません。先ほども私が言っておりますように、この特別会計が創設されました、かつ、ここにあります千幾つかの代行工事も含めて膨大な事業を持っております。それが一齊にロスのないしかも満度の事業の態勢というものを整えてやっていくというのですから、実際に割りふりをするといつても、十年、二十年かかっていったのを五年か七年でやろうと言っているのですから、そういう点については、大蔵省の主張する生産性の向上には農地局は非常に協力したわけなんです。そういう中で絶対に必

要とするこの人員すら認めないといふことは、どうしても納得がいかないのですよ。事業がこれは円滑にできないといふことになれば、一体だれがこれは責任をとるのか。

○政府委員(森永貞一郎君)　予算上の定員につきましては、私どもが査定をいたしまして、これは各省とも十分予算折衝を遂げた上で結論が出るわけでございます。定員法上の定員は、これは行管で所管をしておられるわけでございます。これは従来は個々別々に参っておったことがございまして、が、本年度は特にその間の連絡を緊密にしようというところで、最後の段階におきまして行管にも私どもの意見を申し上げ、また行管の方の御意見も承わりました。農林省も経過におきましてはいろいろ要求もございまして、また復活要求もございまして、いろいろな過程を経たわけでございますが、結論といたしましては、御同意を得ていただいて、この予算案が政府の案として国会に提出せられ、またこの定員法が国会に提出されておるわけでございます。その点につきましては、政府といたしましての意見の相違はないはずだと私は心得る次第でございます。私どもも査定をいたしました気持は、先ほども申し上げましたような個所数の関係、配置転換等によつて、来年度三十二年度における農地局の業務執行には支障がないというふうな考え方をいたしておるわけでございます。

○北村 幡君　主計局長は政府の意見の不一致はないと、こう言っておられるけれども、現実には、きのうからきょうの答弁の中で不一致が起つておる。従つてこの事業の運営ということについて、

質問に対しても不一致が起つていといふことは、はっきりしておる。ですから私は、今後ここにこれ以上は追及いたしません、農地局のこの問題の処理に当たっては、一つ大蔵省と行政管理局と農地局と、三者そろつて事業の円滑にいくような方法の一つよく相談をしてもらいたい。この点はいかがです。

○政府委員(森永貞一郎君)　私、昨日農地局長がどういふ御答弁をなされたのか、直接には聞いておりませんけれども、おそらく予算の要求をされたときの気持が今でも変わっていない、しかし予算としてまた定員法としてきまつておるわけでございますので、これで行っていただくという御答弁であつたのではないかと想像するわけでございまして、今後の問題といたしまして、これは毎年各省から予算の要求がございまして、それに対して私どもは私どもの考え方を示して、両方が折衝し合つて予算をまとめていくわけでございます。それから、おそらく農地局長としては、将来また定員の要求をされることもございまいしょうし、私どももいたし、将来慎重にこれを検討して参らなければならぬことは当然でございます。

○北村 幡君　今のその予算で通らなかつたからといって、農地局長は、気持はそうであつて、実際にはそれでやつてくのだといふことを了解したのだと、こういうことを言うのですけれども、了解したとかしないとかいふ問題じゃなく、現実には予算には、ついていないのですから、ゼロになつておるのですから、それはその通りでしょう。政府の意見が一致した、こういうの

でしようが、実際は事業の運営上において非常に支障が起きておるといふことは事実なんです。その点について今善処せられるというのでございますから、それで了承いたしますけれども、一つこの問題については、大久保国務大臣も大蔵省も農林省も、三者でよく善処する方法を検討していただきたい。検討されるということですから、これ以上答弁いただきませんけれども、一つ善処を重ねて要望いたして終了します。

○委員長(亀田得治君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(亀田得治君) それでは速記を始めて。
○森中守義君 私にあとで、きのう質問を保留した事項についてやりたいと思いますが、その最初に大久保国務大臣と森永主計局長に質問いたします。それは、行政管理局の設置法の二条の四項には、明らかに定員の設置、それから増減及び廃止に関する審査を行う、こういうことが行政管理局の権限行使事項としてあります。そこで各省から集まってきた、出されてきた定員について、大蔵省と行管とはどういう関係を生じておるか。今まで田畑委員あるいは北村委員の質問に対して、どうしても最終的には大蔵省の予算編成権というものが優位に立つような印象を特に強く受けるんです。従って、もしそういうことであるならば、この行政管理局設置法に言う権限の行使というものは有名無実であって、むしろこの定員の審査については大蔵省の方が権限を拡大しているんじゃないか、こういう逆説も成り立つのですが、行政

管理局としてはどういふようにこの問題を取り扱ってこられたか。大蔵省の関係を最初に明らかにしてもらいたいと思います。
○国務大臣(大久保次郎君) 大蔵省と行管との関係の御質問でございますが、私どもは規定によつて権限を与えられておりますから、その権限は十分發揮しておりますつもりであります。いかに大蔵省がいばつても、やっぱり私どもが判を押しぬ限りはなかなか進行できないのであります。十分この点はやっておると心得ますので、御了承願います。
○森中守義君 大久保さん、それはほんとうですか。
○国務大臣(大久保次郎君) ほんとうです。

○森中守義君 さつきから主計局長は、田畑委員あるいは北村委員の質問に対して、みづから査定をやつたと、行管のことなんか一つも言っていないのだが、どうなんですか。
○政府委員(森永貞一郎君) 私が申し上げたのは、予算に関する限り、予算定員につきましても、これは私どもが各省と折衝して意見をまとめて、これは閣議決定を経て最終的に予算案になるわけでございます。定員法上の権限は、これはおっしゃる通り行管の権限でございます。行管としては、私どもが査定をいたしました定員に対して、多過ぎるとお考えになれば、それをお認めにならぬということも、これは行管長官の権限でございます。また足りないというふうにお考えになれば、予算がないけれども定員をふやすという事態も理論的には考えられるわけでございます。しかし、さように

両方の権限の行使がばらばらになりましては、これは迷惑をされるのは各省でございますから、そのところを両方相談し合つて、具体的に意見の一致を見たところで政府としての態度を統一しようじゃないかということ、実は本年度、これは従来からもうございまして、特に本年度の予算の編成に際しましては緊密な連絡をとりまして、両方の意見の一致を見たところで定員法ができ、また予算定員ができました。さような経過に相なつておりまして、決して私ども行政管理局を無視をいたしておるような考え方もしておりませんし、また事実もございませんので、御了承いただきたいと思います。

○森中守義君 形式的には森永さんの言われる通りかわかりませんが、実質的に、行政管理局の定員に対する権限よりも、むしろ大蔵省の方を各省は困つておる、今まで私どもがしばしば、行政管理局の方では、この程度のことはというように、理論的にも実質的にも認めたものを、大蔵省が予算上というので査定した実例は、これはたくさんあると思う。最終的に閣議の決定と言われるが、それはもちろん私はそうなくちゃいかぬと思うんですけれども、実質的にあなたの方が権限として優位になつておるんじゃないか。各省に迷惑かけておるんじゃないですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 予算と法律との関係の問題になるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、その両者が相対立しないようにということで努力をいたしたつもりでございますが、今後もその点の連絡につき

ましては、私どもの方としましては、その緊密なる連絡を行政管理局当局と、とることにいたしたいと考えております。

○森中守義君 それで私はきのう質問を保留した事項で、今の問題に関連する事項を若干質問したいと思ひます。行管では肯定をされたのかどうが、昨日明確な答えは得ておりませぬ。私も正確にその質問に対する答えを求めているのですが、郵政省の場合には四十六億通の郵便物の増加、それから施設の拡充として、先刻田畑委員が言われた特定郵便局の新設の問題、あるいは特定郵便局から普通郵便局に昇格をさせる問題がある。さらにまた六大都市に対しては現在集配区が六百九十であります。この六百九十のうち二百六十三区に限つては、もう少し公衆に利便をはかる、サービス・アップをやる、こういうことで二百六十三区の増便を考へておる。ところが、これに対して大蔵省が結果的に査定をしたのは六百九十六名、もちろん郵政省はいわゆる定員の復活として復活要求を千五百五十一名出しておりました。これを六百九十六名に落してしまつた。明らかに私は、これは大蔵省がやはり行管の定員に持つておる権限をある意味では逸脱をして、結局大蔵省の査定があつたのではないか、こういう工合に考へる。それで、予算定員なり、あるいは実定員なり、要するに、こういうふうな、郵政省は四十六億通も郵便物の増がある、あるいは新設がある、昇格がある、または郵便区の増便がある、こういう問題で、六百九十六名では私どもは郵政省の事業は円滑にいかない、こういう工合に考へる。昨

日郵政省の当局では、その足りない分は賃金要員に待つとか、あるいは弾力条項に期待する、こういうことで何とか消化していききたい、こういうような答弁でありましたが、結果的に賃金要員、あるいは弾力条項の発動というところ、同じ国の金で、予算に計上された、あるいは計上されない内輪の金でやる、これだけの違いであつて、国の金を使うことに違ひないのです。結局弾力条項の発動や、賃金要員でやらなければならぬとする郵政当局の見解というものは、六百九十六名に落された大蔵省の査定定員では仕事が出来ぬ、こういうことを私は裏づけしておるし、物語つておると思う。これに対して森永さんどうですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 郵政省の定員査定の内容は、これは複雑にわたつておりまして、その全貌をここで御披露することは、時間の余裕があるいはその他の関係からいたしまして差し控えた方がよろしいと思ひますが、私ども査定に当りましては、物数の増加を基準にいたしております。その場合の物数が増加いたしますと、差し立てであるとか、あるいは集配の物量がふえるわけでございしますが、従来よりも若干査定の基準を精密にいたしました。たとえばその物数が増加する地域的な状態はどうであるか、あるいは比較的郵便物の集中状況が混んでいるところと、混んでないところと、あるわけでございますが、混んでないと思はれる川舎の方につきましては、若干既定の人員でやってくる余地もあるであらうというふうなことも考へ、また集配と申しまして、まあ配達の方が多いかもしれないんですが、配達につきま

しても、現在すでに配達の行のうがはち切れるようになって少しの余裕もないということ、あるいはその集配区画がもうある一人の人間の能力を越えておるといふような地域、これにつきましては、これは比例的に物量の増加を反映させなければならぬと思います。が、これもやはり地域によりまして、非常に忙しいところと、そうでないところがあるわけでございまして、まあそういった面の分布をどういふふうに考えるか、そういったいろいろな点を考えまして、他而また、最近、配達に当りまして、自転車は無論でございしますが、スクーター等の運転もだんだん増強されて充実されて参りましたので、その面から能率の増進というような事実もやはりこれは考慮していかなくちやならぬわけでございまして、そういうあらゆる点を考慮に入れまして、まあ最小限度増加を必要とする人員として六百何十名という結論を出したわけでございます。これは今予定されておる物数に対して当然に彈力条項の發動を予定しなければならぬという前提はないわけでございまして、私どもはこの査定に当りまして、考えました物数より以上にさらに収入がふえる、物数がふえる、その結果収入がふえる、という事態になりますれば、これは彈力条項の問題にもなると思いますが、今予定されておる人員から考えますれば、能率増進その他あらゆる要素を考慮に入れていただきまして、何とかか支障なく事務を遂行していただける定員ではないか。さように私どもといたしましては考えておるわけでございまして、

郵政省では最初から貸金要員あるいは弾力条項の発動ということを考えてはいないにしろ、きのう私の、六百九十六名の増員でほんとうにこれだけの仕事が終わせるのか、責任が持てるか、こういう質問に対して、最終的に郵政当局は、できなければ、あるいは大體できないだろうという一種の先入意識がある程度では。だから貸金要員あるいはまた弾力条項の発動だ、こう言っている。そこで貸金の場合を見ても、昨年が十三億三千七百万、こしは十二億六千八百万に下る。六千八百九十五万円も下って、果してこういうものに期待しなければ、所期の事業計画が果さないところまで定員が落されてしまったのは、これはどうしても私は承服できないし、私は郵政省が困っているのじゃないかと思うのです。だから今も申し上げたように、結果的に国の金を使うのだから、正規の予算に計上したらどうか。弾力条項の発動とか、あるいは貸金要員というような糊塗的な手段によらずして、大蔵省は最初からもう少し真剣に、六百九十六名というのは私はやはりこれは当を得ていないと思うので、千五百五十一名の復活要求を出しているのですが、この程度の分くらいは大蔵省は認むべきじゃないかと、こういうことを言っているのです。

あぐくまあ両方が納得して一応こういう結論になるわけでございます。先ほどの農地局長のお話もございましたが、要求をされた官庁の立場から申しますと、それは要求をされたときの気持が今でも残っておるといふようなことは、想像にかたくないわけでございますが、私どもといたしましては、やはり一週間なり十日間、両方が、何と申しますか、精魂を尽してお互いに折衝し合つて、一致したところでこの予算をお出ししておるわけでございます、私どもといたしましては、ぜひこの予算の中でやりくつて事業遂行に當つていただきたいと、そういう気持ちでございます。まあ弾力条項のお話がございましたが、これはむしろ郵政省が当局としても、物数がふえないのに、今から弾力条項を発動をするといふふうにおつしやつておられるのではないことは、ただいまのお話にもございまして、私もその通りだと思いますが、万一将来私どもが予想いたしました以上に物数が増加し、収入もふえるということでございますれば、これはそのときの情勢で、予算総則の規定に従いまして、弾力条項の発動も可能なわけでございます、そういう今後の情勢の推移も見ました上で、運営、業務の遂行に万全を期する。そういうお気持ちを述べられたのではないかと、そういうふうにはこれはまあ想像でございます。

なの方で無理やり納得させるのでしよう。金がないのだ、しょうがないから、これであきらめるといふようなことが大体私は実質としては受当じやないかと思うのですよ。これは先刻の農地事務局の問題でもしかり、あるいは、ほかの方でもそうじやないかと思うのですよ。

○委員長(亀田得治君) 森中君ちよつと。総理が来ましたから、ちよつと保留しておいて下さい。

○森中守義君 ああそうですか。

○委員長(亀田得治君) それじや質問の途中ですが……

それでは始めます。定員法に関連して岸総理大臣に対し、公務員制度に関する全般的な問題について質問をしたという要求がありましたので、本日も御出席を願いましたが、時間等の関係に制約されますので、詳細な質疑は無理かとも思います。それらの点に関しては、いずれ審議する給与法の審議の際にはあらためてそういう点についての時間を十分設けたいと思いますから、この点御了承願っておきます。従いまして質問者も相当多数あるわけですが、あらかじめ打ち合せた程度の時間で終了できるように一つ協力を願います。従って答弁の方も質問の方も、できるだけ要点を簡略にやるように委員長から要望いたします。よろしくお願いします。

御質疑のおありの方は順次御発言を

月十五日の公務員制度調査会の答申に基いて、この国会には給与法の一部を改正するの法律案、すなわち給与体系の改正と地域給の廃止の問題が、具体的に出て参っているわけであります。しかし公務員制度調査会の答申については、その他各般の問題にまたがっているわけでありますが、国家公務員の性格の問題とか、あるいは職業制の問題、任用試験制度の問題、服務制度、恩給制度の問題等にまたがっております。現内閣といたしましては、今後どういう具体的な内容について公務員制度の改革を考えておられるか。これを承わりたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 公務員制度の改革につきましては、公務員制度調査会の答申に従つて、今事務的にこれを検討いたさしております。私が申し上げるまでもなく、現行のこの公務員制度というものは、職前の封建的な官吏制度というものを改めて、民主的な、近代的な公務員制度というものに切りかえてきているのであります。この根本精神を、あくまでも新制度のやはりこの根本理念はあくまでもこれを徹底して、これを貫くように努めなければならぬことは言うを待ちませんが、しかしさらにこの実行の実際から見まして、わが国の実情に即し、かつ、こういう制度はいうまでもなくできるだういう簡素にするということとは、責任の所

うようなことは、よもや考えておられないと、われわれ思います。この点

か、すなわち憲法を守ることであり、教育基本法を守ることであり、民主的

院の廃止の問題につきましては、以前からの研究の結果によって出したもの

のによつて、そうして公務員制度が改革されるとするならば、岸総理の言つ

ておる新しい公務員制度というものをさらに民主的な公務員制度に発展するというふうには考えられないのであります。しかもこの調査会の答申案をいかに検討いたしますと、表題においては新しい公務員制度を守るかのことに言っておりますけれども、内容的には、やはり古い公務員制度へ帰っていくというふうに見られるものが非常にたくさん含んでおるのであります。従つてこれを元に公務員制度を改革することになると、人事院廃止の問題もありまして、またいわれる古い、戦前の官吏制度の中に大きく君臨していた官僚政治というものがまた再び復活する。いわゆる公務員の国民全体の、国民主権主義の上に立ったところの、国民の公僕としての公務員制度というものがくずれて、再び官僚政治というものが復活するおそれが多分にある。その例として、いわゆる管理職というものを求める、職階制の中に出てくる管理職、いわゆるそのための将来の幹部の養成ということが従来の公務員制度の實質的な復活である。こういうようなことから考へるならば、現在の公務員制度がまだ完全に実施されておらない段階に、逆行する方向にいくんじやないかということがまず心配せられる。

もう一つの点は、私は最初の公務員法が制定せられた当時の公務員法、これは相当進歩的な公務員法であつたが、あの二・二一以後におけるマッカーサーの書簡によつて公務員法が改正されたことによりまして、公務員という名のもとに、公務員の国民的な、基本的な権利というものが大幅に侵害されるようになった。これがさらに人事院の廃

止というようなことになるならば、これは今では、あつてなきがごとき人事院であるけれども、労働基本権というものを奪つたために設けられた人事院というものがさらに廃止せられる。そういう中において、一体公務員というものがこの基本的な国民的な権利といるものを守る上に一体どこによりどこを求めるといふことについて、これはどうしてもあの答申案の中から見出すことができないのであります。そういう答申案に基いて大きな改正がなされるということになるならば、これは非常に大きな、日本の政治全体、国民全体の不幸になるのではないかという心配を持つてゐるのであります。そういうような点からするならば、今度の国会等において人事院の廃止ということがもし出されるとするならば、その反対給付としての公務員の国民的な権利についての明確な措置がなされない限り、これは私も承服するわけにいかないと思つたが、そこら辺の点について、岸総理は公務員制度調査会の趣旨に沿つて公務員制度を改正しようとするのかどうか。この点についてお伺ひいたします。

○國務大臣(岸信介君) 先ほども申し上げましたように、今この公務員制度の改革につきましては、われわれとしては検討中でございまして、その方向としては、先ほど申しましたような根本方針、民主主義の公務員制度というものをわれわれは堅持していく、そして実情に合つて、能率的に、また簡素な形でこれを結論を出すということを考えておるわけであります。決して今御指摘になりましたように、幹部職

員の養成の問題についても、旧文官制度の復活ということを考えてゐるのじやないものであります。どの民主主義の国におきましても、やはり英米等の実情を見ましても、幹部職員というものを養成するにきまつては特別に考慮をいたしておりますし、私は公務員の民主主義の制度、精神と矛盾するものではないと思つております。またこの人事院の廃止につきましても、先ほど申しましたように、われわれはやはり国家人事委員会というものを置いて、この公務員の権利やあるいは待遇の問題等につきましても、やはりこれを擁護するところの方法を講ずる考えでありまして、ただ人事院を廃止しつ放しというわけでは絶対ないのでございます。

それから公務員が国民としての権利——基本的な権利はもちろんのことでありますが——国民としての権利との関係であります。やはり、ある点におきましては公務員たる地位、公務員たる職責を行う上において、今言葉にもありました、いわゆる公僕としての立場、地位から、当然ある程度の義務であると、あるいは一般の国民と比べてみてある種の制約を受けるということ、私は決してこれが封建的であり、あるいは民主主義公務員の制度に反するのでなしに、むしろ公務員たる、公僕たるこの地位と職務の執行上は考へていかなきゃならぬ点が当然あるのだと、かように考へておりますが、決してわれわれは公務員制度の改革に当りまして、旧制度を復活するとか、封建的なものにまた逆行するとかというふうな考えは毛頭持つておらないことを、特に申し上げておきます。

○八木幸吉君 私は行政改革の根本について伺ひたいと思つております。戦後、御承知の通り、わが国の行政機構は、非常に膨大、複雑化したしまして、これを簡素化し、能率化し、国民全体の奉仕者たる責務を全うするというふうな改組するということは、これは国民一般の輿望であらうと思つております。今総理のお言葉にも、簡素、能率化、責任化というふうなお言葉がありまして、非常に私うれしく感じたわけでありまして、御承知の通り、公務員の数は、大體戦前の三倍と言われております。現在の数で申しますと、中央は、一般職と特別職を通じて、ざつと九十五万、それから政府関係諸機関は六十七万、合せて、中央は百六十二万の公務員がおります。そのほか、地方は百四十二万、合計いたしまして、三百万人余りの公務員があるわけでありまして、そのほかに、なおしつば問題になります非常勤職員も約五十数万あります。ところが、一方、国民の方を見てみますと、現在の税負担が一人当り一万七千八百八十円、これが昭和三十三年の予算であります。生活保護者は百六十八万が生活保護の対象になっておりますけれども、これは非常に少い、こう言われておるのであります。国民の方では重税にあえぎ、生活保護を受けなければならぬ国民が非常に多いというのに、国土が四割五分も減つて、しかも、敗戦の日本が戦前の三倍以上の公務員を擁しておること、これは、果してこれが国力、国情から見て妥当であるかどうかという点は、私は非常な問題があると思ひますので、そこで、一体これをどういうふうにするかという、ごく大體

の御構想をまず承わつてみたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 御指摘のごとく、戦後公務員の数というものが非常にふえております。また、行政機構も複雑になってきております。これは、もちろん時勢の進退と諸種の行政事務の多くなった結果でございまして、同時に、やはりこれを検討してみますと、人と、人が多くなり、機構が複雑になります。それから当然必要な仕事も出てきて、イタチごつこのやうな点も考えられるのであります。従ひまして、われわれは、やはりこの行政機構またこれに関連する公務員制度というものは、一方において、あくまでも民主的なものでなければならぬ。この民主主義を貫く上におきまして、いわゆる政治が、国会が、二大政党なり、あるいは政党政治によつて民主化されても、実際の行政というものが、非常に封建的であり、旧態依然たるものであつては、決して民主主義の政治というものはできないわけでありまして、従つて、その点にはよほど重点をおいて考へなければなりません。従来、ややともすれば、民主主義政治というものが非常に非能率的な複雑なものになるというふうな傾向が、日本だけじやなしに、各国の事例を見ましてもあるわけでありまして、これは、やはり国民の税負担の点から考へましても、簡素な形でやるのが非常に必要である。能率的な点におきまして、また、簡素ということが必要である。また、先ほどちょっと一言しましたが、最近、綱紀、官紀の問題について、いろんないまわしい事態がありまして、それを検討してみますと、責

任の所在がきわめて不明瞭であるといふような事例もござります。そこで、行政機構全体を検討して、一方においては、民主主義の精神を貫くと同時に、これを能率的に、また責任制を明確ならしめるような意味において簡素化していくことは、私はきわめて必要であると思う。また、仕事のとり方につきましても、もちろん、一方においては民主的な考え方を貫かなければなりませんが、民主的な考えを貫くということが、また、こういう組織上において、決して指導者とかあるいは幹部職員というものの実質的の養成なりあるいはそのものの責任制なりを不明瞭ならしめるものであつてはならないと思ひます。こういうような点を十分に検討して、行政機構の改革を考へなければならぬと思ひますが、実は、抽象的に申すことは、一応の理論は立つのでありますが、さて、具体的にこの行政機構の改革に手をつけてやってみますと、歴代の内閣がそうでありましたが、なかなか掛け声のように、また、そのねらつてゐる方針のように実現ができない点があるのであります。これを断行する上においては、強い政治力と、また、政治的な何といひますか、勇気とを要する問題であるとか、かように思つておられます。しかし、そうであるからといって、やはりこれは、一方から言つて、政治の徹底を期する上からいひ、また、国民負担の上からいひ、また、政治に対する国民の信頼の上から申しまして、ぜひとも今言つたような方針で検討して、行政機構の改革をやりたい、こう考えます。

○八木幸吉君 第十九国会であります

たか、東京大学の田中教授に内閣委員会に御意見を願ひまして、この問題についての御意見を伺つたのであります。そのときに、田中教授のお話では、一九五三年のドイツの事情を調べたときに、ドイツの予算規模は、日本の金に換算して二兆五千億円であります。しかも、かかる人件費がわずかに五百億円で、物件費が百三十億円、人員は八万三千四百二名で、そのときの教授の言葉を借りて言へば、日本の農林省と同じくらいの人件費である、こういうお話があつたわけでございます。その他、しばしば引用されますアメリカの一九四七年のフーバー委員会のことでござりますが、御承知の通り、當時は、官吏が、二〇〇年以前に比べて、五十七万人が三百十万人にふえた。部局は四倍になつて千八百になつた。国費が、三十六億ドルから四百二十億ドルにふえた。こういう情勢にありまして、御承知の通り、十二人の委員と三百人の専門家を動員して、百九十万ドルの費用で三十億ドルの節約案を立てまして、すでに八割まで実行されておるといふのがアメリカの今から十年ほど前の状態でございます。そこで、今もお話がござりました通り、歴代内閣がいろいろこの問題と取り組まされたけれども、結局においてなかなか成功しなかつた。しかし、前の総理である石橋さんとか、あるいはこの内閣委員である木村篤太郎さんとかお入りになつてきた政令諮問委員会、占領行政の是正を中心として、今申し上げました田中教授が主となつて案を立てられたことがありますが、現在でもなかなかこれは喫緊に當る点が相当でございます。それから今の自民党の政

調会長の塚田さんも相当の案をお立てになりましたけれども、実際にこれが実行されたことは割合に少いのであります。そこで、私が総理にこの機会に特別にお願いしておきたいのは、歴代の内閣でいろいろな行政改革案というものができていますけれども、実行はなかなかむづかしい。今総理からもお話をいただきました通り、具体問題になりまして、これをやるのになかなか大きな政治力といふいろいろな関係がありますので、むづかしいのであります。しかし、やはり、国の要請としてどうしてこのことはやらなければならぬことである。そこで、やる方法について、たとえば、今行政審議会がござります。大きな一つの組織でやるといふのも一つの方法でありましようし、私はフーバー委員会のような超党派のな一つの機関がござまして、そうして日本で行われるのが一番いいと思ふのであります。たとえば政令諮問委員会のごときは、たつた七人の委員で、田中君が一人一生懸命やりましたために、わずかに二、三カ月であつただけの大きな一つの改革案ができたわけでありまして、その人を得てそうして首脳者につまり総理に非常な熱意があらひなれば、これは方法は必ずしもそうむづかしい問題ではない。今までのいろいろな先例があることであつますから、どうか一つこの問題を着実に一つお考えになりまして、一歩々々お進め願ひたいと思ふのであります。一例だけ申しますと、たとえば審議会のような問題でも昭和二十六年の六月は百八十三

昨年ではすでに二百二十四に審議会がふえております。この中で最も私の目につきますのは農林省であります。農林省に二十六の審議会がござりますけれども、一年のうちでべんも開かないのが二つ、一回開いたのが六つ、二回開いたのが七つ、三回開いたのが四つ、四回開いたのが三つあります。実に二十六のうちで二十二までは四回以下しか開いておりません。でありますから、これはつまり一つのゼスチュアとして審議会が往々できるけれども、できたときは非常に声が大きいけれども、あとは開かないというやうな実情であります。今まで農林省の例でいへば十三回開いたのが二つ、十一回が一つ、六回が一つといったやうな割合であります。しよつちやう方々に目をお開きになる必要がありまして、しかしこれは個々の問題でありまして、全体的に着実に一つこの方向に向つての方策を立てていただきたい。時間もありませんので、これだけのことをお願いしておきたいと思ひます。

○森中守義君 私は総理に一つの点について御質問いたします。先般岸内閣の重要政策といたしまして、完全雇用といふことを国民に誓約をされたのであります。果してこの完全雇用がどこまで実施されていくのか、私もこれからは重要な関心を持つものであります。そこで今当面しているこの雇用の問題で、国家行政機関の中にきつて不完全な雇用状態が存在をいたしてあります。昭和二十四年から今日まで五十数万人に及ぶ者がいわゆる臨時者といふことで各省庁にわたつて採用になつておる。しかもそれは一月二十十五日間の雇用日数、一日二百三、四十円という、こういう低賃金で雇われております。しかもこの長い歳月を費して、衆議院あるいは参議院のこのやうな委員会の席上で、しばしば本採用にするといふことを各院はその意思としてまゐりました。二十二特別国会においては本院における決議となつております。しかしそれが本年度の予算の編成に当り、一昨日米の委員会では行政官制を中心として、私もこの委員会の勇断を促しておりますが、一向にこのことが実現しやうにありません。翻つて考へてみますと、岸総理が戦時関係時代、陸軍、海軍の工廠にいゐる挺身隊と称して、きわめて身分の不安定の状態の中に、国民が動員をされたあの忌まわしい事態を想起するのであります。私はこの国家機関に採用されておる臨時者といふものは、いつてしまえば戦時中におけるこのやうな一種の挺身隊的な色彩を持つのではないかと考へるのであります。多くしかも安くといふ、こういう今日の歴代保守党内閣の政策の一端をこの辺にうかがひ知ることができるといふのであります。一月に二百三、四十円という低賃金で、一月に二十五日の雇用日数の中に、一家五人、六人といふ扶養家族を抱えて生活ができるはずはないのであります。先刻国民の負担といふことで、あたかも今日の国家公務員の数が非常に多いやうな御答弁でありましたが、私は、戦前と戦後における国家構造、社会構造が根底から異つておりますから、今急遽に国家公務員のこの機構の改革なり、あるいはそのあり方を戦前に復元するやうな意図であるとするならば、これはどうしても許しがたい問題であると思

います。要するに五十数万に及ぶこの臨時採用者というものは今日の各行政機関にとってどうしてもなくてはならない人々であるということに考えます。しかも二十四年以来打ち続く保守党内閣の行政整理の結果、こういう変則的ないわゆる準公務員的なものの存在を余儀なくしていると存するのではありません。今予算が両院を通過した今日であります。制度の改革を待たず、この際、総理の勇断、決断をもって、この五十万余万人のものを本務者に切りかえるような御意思はないか、閣議の中で済みやかに御検討を加えてほしいと思うのであります。この点に對しての総理の所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 定員法の定員外にいろいろ臨時職員が相当多数に存在してゐるという事実、これが起りました事情等もそれそれ事情もあるものであります。また役所についても、たとえば建設省、農林省、恩給局というところなどは非常に多いのであります。これらの待遇なりあるいは身分上の問題というものが、今御指摘にありましたように、いろいろ不合理な点が多々あるようにあります。従つてこれをいつまでもこのまま放置しておくとすることは、これは適当でないのではありません。やはりこの公務員の制度の検討とあわせて、これを検討して、そうしてそういうものに對する今の不合理な点を除いた形を作つていかなきゃならぬ。ただしわれわれは一方行政機構の改革をやりますという一面において行政整理というやうな問題が起つて参りまして、従つて、そうでなくとも、先ほど八木委員も御指摘

のあつたように、非常に多過ぎるから、これを整理しろというやうな一方要望もございしますが、これらの点と十分にらみ合せていかなければならぬ問題であつて、決してただ行政整理を目標として多数の失業者を出すということも適当でない、またそれら定員の人を定員外の臨時職員のような形のもとに、待遇も悪く、身分も不安定な形に追いやるといふことも、これも適当でないのではありません。われわれはこの臨時職員の問題に關しましては、その不合理を除くやうに、一般公務員制度の改革とあわせて検討をいたして適当な方策を立てたい。かように考へております。

○委員長(龜田得治君) 集約して一つ。○森中守義君 昨日も総理と同じやうな答弁が大久保國務大臣からもありました。しかし、ただいま申し上げたやうに、かなり長期にわたつてゐる問題であるし、公務員調査制度が果していつの日にもその結論を得るか、その答えすらも明確ではありません。かやうになる、再び今総理のお言葉からいくならば、結論が出るまでということになれば、これはかなり私は将来の問題ではなからうか、このように考へるのであります。従ひまして、みんなこの公務員制度調査会というものを隠れみのにして、当面のこの問題を糊塗されていふやうな印象を強く受けるのであります。ほんとうに完全雇用、そうしてまた今日の行政の実態を総理も十二分に理解し、認識をされておるとするならば、当然私は予算が通過したあとではあります。現在低賃金ではあります。國の予算は出されております。

若干程度の予算の増をみる程度であつて、三十二年度の予算の根幹をゆすぶるやうな予算増には断じてならない。かやうに考へますので、予算の補正という方法もありまふ。従つて制度調査会の結論を待たずして、すみやかに本国会の会期中に閣議としてこの結論をお出しになる意向はないかといふことを、重ねて御質問いたします。

○國務大臣(岸信介君) 調査会の答申、結論は出ておるのであります。なかなか実情は、私まだ全体をはつきり把握してはおりませんけれども、とにかく相當それが起つてきた理由もそれぞれあります。またこれらの役所における實際の事務の性質等も考へてみなければならぬとせんし、必ず国会開会中にそれをきめるといふことは、私約束できませんけれども、十分一つ責任をもつて検討いたして不合理な点を除くやうにしたいと思ひます。

○委員長(龜田得治君) 総理大臣に對する質疑はこれをもって終了いたしました。引き續いて大久保國務大臣に對する質疑をお願いいたします。

○森中守義君 先刻私がちよつと言及いたしました郵政関係の問題であります。昨日保留した中に鉄道郵便関係があります。これは御承知のように、最近の國鉄の運営は非常に拡大、強化、充實をされて、ダイヤはそれぞれ増強あるいはスピードアップになつております。おそらく郵政事業も、その根幹をなすものは全国にわたる鉄道郵便でありまして、この鉄道郵便も、郵政当局では当然の問題であります。國鉄のダイヤの改正に伴ひ、いわゆる結束の強化をはかるのが至当だと考へるのであります。そこで昨年十一月の國鉄のダイヤ改正以来、郵政省における鉄道郵便の増員は行われておりません。また予算書によつても、さうして昨日行管が配布したその内容についても、その片りんも見ることができないのであります。こういう点について行政管理局としては、郵政当局からその意向をお聞きになつたことがあるか。あるいは聞かれたとすれば、それに対してどういう措置をおとりになつたか。この点について御答弁を承わりたい。

○政府委員(岡部史郎君) 鉄道関係につきましては、鉄道関係の職員約四千人が特殊な勤務状態のもとにおきまして勤務していることも承知しておるわけでありまして、これは他の一般の郵政職員と違ひまして、特殊な勤務形態であります。またその特殊な勤務形態はダイヤの変更によつても起きてくる問題でもありますので、ダイヤの変更に応じましてどういう勤務形態をとるか、その勤務形態に基きまして特別な手当をどうするかというやうな事柄があるわけでありまして、これらの事柄につきましても、ダイヤの変更ごとに郵政当局が組合等とも十分話し合ひをして、その仕事を進めているというのを聞いておるのであります。最近のダイヤの変更に伴う勤務形態の変更については、両当事者で目下話が進捗中と承わっております。

なお、この鉄郵関係につきましても、本年度は定員の増加はございませぬ。○森中守義君 それではこの問題はまだ正式に表に出ていないとすれば、郵

政省の方に聞かなければわからないのでやめておきます。

冒頭の問題に返つて、いわゆる行政管理局の設置法ですね、この問題の中にいう二条の一項四号、それと大蔵省の関係をもう少し具体的に承わりたいと思ひます。たとえばこういうことです。行政管理局は、農林省あるいは警察庁、各省庁から定員の問題が出てくる。ところが行管と各省が話をすると、行管と大蔵省が話をすると、こういう三角関係が自動的に生じてくると思ひますが、その行政管理局はこの設置法で二条の一項四号によつて、どの程度まで大蔵省に定員の問題に關しての発言力をおもちであるのか、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) この問題につきましても、先ほど大久保大臣及び森永主計局長からお話がありました。また具体的に、この委員会の当初におきまして具体例を引きまして、私竹下委員に御説明申し上げた点において尽きてゐると思つております。

○森中守義君 御答弁はそれで尽きておるかもしれませんが、納得できません。要するに行政管理局の方では、農林省なり、建設省が出してきた問題については、大体これは妥當であらう。定数の問題の場合ですね。妥當であらうという承認ではないけれども、暗示なり何なりを言へておる。ところがさて大蔵省に行つて予算の問題と、このやうな、行政管理局が妥當と認めたことが割られる。こういう事例は私は年度の予算編成に當つては、しばしば起り得ると思ひます。先刻私はその事例として郵政省の問題を申し上げたのですが、そういうことになれば、行政管

庁の持つておる権限の行使というものは、予算編成の前にあえなくもこれがくつがえつてしまふ、こういうようなことをしてきておるのです。

○政府委員(岡部史郎君) 具体的な例について申し上げますと、一々申し上げますと長くありますから、二、三の例について申し上げます。たとえば警察官の定員をどうするか、あるいは行政整理に伴う厚生省の引揚接護局の職員の問題をどうするか、あるいは常勤労働者六万人の問題をどうするか、それから科学技術関係、原子力関係についての職員をどうするか、学校関係の職員をどうするかという基本問題につきまして、大蔵省と行政整理庁とが二重の査定にならないように十分連絡をいたしまして、意見の一致をみたところによりまして、予算査定において大蔵省が具体的に査定して、それに基づきましてさらに行管の方に連絡を願ひまして、行管の方も各省と話し合ひまして、行管の方でも各省と話し合ひまして、また大蔵省でも予算に計上する、両者協力して適正な定員を配置するというところに全力を傾けるつもりであります。

○森中守義君 一般論的なことになるのですが、私は今、行管の権限と大蔵省の権限の問題で両々相待って遺憾のないようにしておる、こういうことでありますから、それはそれなりに信用したいと思うのです。ただししかし一般的な風潮として必ずしもそのことが額面通りに受け取れない。特に大蔵省が強すぎる。先刻森永主計局長は納得しておる、こういうことでありますが、その納得は無理に納得させる。極端にいうならば、相当抵抗も私はあると思

う。そこでただその場限りの問題であればいいですが、そういうことが全体的な潮流として今日の各行政機関を通じて精彩を欠いておるというところは、これは私は見のがしてはならない事実だと思ふ。それは行政整理庁においてもいえると思ふ。各省全体についてもいえるのじゃないか。年間の事業計画なり、行政計画を立てる。ところがたまたま大蔵省が定員の問題に限らず、予算というところで何にもかにも制約を加える結果、今日の官界というものは私はほんとうに精彩を欠いて、何となしに沈鬱な空気というものが充満しておるのではないかと思います。これは私は何を言つても大蔵省当局は猛省をしてもらわなければいかぬと思うのですが、要するにこういうような今日の官界が現実の中に存在するということを認識してもらいたいと思ふ。この点について行政整理庁は、特に定員の問題を今論議しておりますから、定員の問題に対して、もう少し大蔵省に、これは査定すべきでない、そのまま採用すべきであるというよう

な勧告あたりは私は出せないのか、もう少し行政整理庁はききせんた態度をもつて大蔵省に臨むべきではないか、こういう工合に考えるのですが、國務相どうですか。

○國務大臣(大久保留次郎君) ただいま御質問のようなうわさが廊下あたりにも、ちよこちよこ聞えておるの認められます。(笑聲)その通りでありますけれども、これはどの程度信用していいか、これは私はわかりませんけれども、少くもそういう風潮があるというところは、私は現象ではございませんで、私はさらに一そう自分の職権を

動するに勇敢でありたいと思ふ。○森中守義君 今大久保大臣の非常に力強い演説を聞いて、若干安心しましたが、それは単なるこの場限りの答弁であつたり、この場限りの所信であつては困る。先刻私は岸総理に今国会中に具体的な方法がとれないか、こういうことを申し上げたのであります。おそろくこの定員法の修正というものは、今明月中にこの委員会の上でということになりましようが、上るについてはぜひ今出されていろいろな意見を集約をして、農林省あるいは建設省、法務省、全省にわたる定員の修正をやるというにはなりませんか。今のことを私は信用します。

○國務大臣(大久保留次郎君) これはすでに衆議院の委員会においても付帯決議が付きましたけれども、満場一致で可決になっております。こういう点から考えてみましても、ぜひ参議院におきましても可決せられるようお願いいたします。

○森中守義君 どうも今の答弁は違ひます。付帯決議が付くということですが、付帯決議の問題になると私は若干意見がある。もちろん付帯決議というのはわれわれが付けるのですから、われわれが付けるものを信用しないというわけにもいかぬのですけれども、付帯決議が付いた問題が政府の方で実行されたという実例は少い。二十二特別国会の問題を一日から論議していましたが、もう何年もたつていますが、しかも、本院の院議で決定されたものが実行されていない。付帯決議では私はさして大きな期待が持てないというやうな気がするのです。従つて付帯決議の中に、本年の補正予算の中できめる

ならきめる、臨時国会に提案するならば、こういう約束でもあればいいのですけれども、そういうことじやない。そうだとすれば、先刻私が御質問申し上げたのは、補正予算で組むとか、あるいは次の通常国会には必ず出さうという明確な言質をわれわれはとりたしたい、しかも願くは今国会中にこの定員法が今明月中に上るに際してもう一回大蔵省に話をしてもらつて、郵政省では何名、農林省では幾ら、建設省では幾ら、法務省では幾ら、検察庁では幾ら、行管では幾らというように具体的な数字の修正はできないのか、こういうことを言つておるのです。

○國務大臣(大久保留次郎君) 先ほど申し上げました通り、衆議院の委員会におきましては通過いたしました今日でありますから、さらに大蔵省と折衝を重ねて定員を変更するということはむずかしいと思ふますから、一つ原案通りの御承知を私は希望しております。

○森中守義君 参議院は衆議院の付属機関じやないのですよ。だから衆議院がそういう付帯決議をつけても、参議院は独自の立場で修正案を出すことは当然可能である、私は可能にしたいと思ふ。だからさつきから大蔵省が行き過ぎであれば、それを是正をするとか、行管の立場からききせんた態度をとるといふことを國務大臣がおっしゃつていらっしゃるから、急速に今からでも、岡部管理部長も一日来ずつとお聞きになつておりますので、果して各省ほどの程度の人間をふやせば当面いのかというのを、もう一回検討されて、森永主計局長も一緒に入つてもらつて、私は修正してもらいたい。

○森中守義君 参議院は衆議院の付属機関じやないのですよ。だから衆議院がそういう付帯決議をつけても、参議院は独自の立場で修正案を出すことは当然可能である、私は可能にしたいと思ふ。だからさつきから大蔵省が行き過ぎであれば、それを是正をするとか、行管の立場からききせんた態度をとるといふことを國務大臣がおっしゃつていらっしゃるから、急速に今からでも、岡部管理部長も一日来ずつとお聞きになつておりますので、果して各省ほどの程度の人間をふやせば当面いのかというのを、もう一回検討されて、森永主計局長も一緒に入つてもらつて、私は修正してもらいたい。

そういうことを言つておるのですが、これに対してどうですか。

○政府委員(岡部史郎君) 重ねて御答弁申し上げますが、この定員法につきましては、関係各省と十分打ち合わせいたしましたし、定員内の職員につきましてはいろいろ苦しい点もあるけれども、全態率を上げて今年度の事業計画をこの定員でやるという各省の決意でございますので、私どももこの定員で今年度はやつていただくことにせひたい。こう思つておりますが、ただ問題は定員外の職員の問題が残つてゐるわけでございまして、これはたびたび関係省から御答弁申し上げますが、通りで、できるだけ最近の機会におきまして、すなわち次の通常国会においでできるだけ適当な解決策を実施したい、こうたびたび申し上げておる通りでございますから、この点お含みの上御了承いただきたいと思ひます。

○委員(亀田得治君) ちょっと速記をとめて。
(速記中止)
○委員(亀田得治君) 速記を始めさせていただきます。
午後一時十八分休憩
午後二時四十分開会
○委員長(亀田得治君) それでは休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。別に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかに

してお述べを願います。なお修正意見
のおありの方は討論中にお述べを願
います。

○上原正吉君 私は自由民主党を代表
いたしまして、本案に賛成いたすもの
でございます。

賛成するに先立ちまして修正案を提
案いたします。その案文を朗読いたし
ます。

行政機関職員定員法の一部をす
る法律案に対する修正案改正
行政機関職員定員法の一部を改正
する法律案の一部を次のように修正
する。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から
施行し、昭和三十三年四月一日か
ら適用する。

この修正案の趣旨を申し上げます
と、この法律案の附則第一条におきま
しては、「この法律中、附則第四条の
改正規定は、公布の日から、その他の
規定は、昭和三十三年四月一日から施
行する。」となっており、この
四月一日の期日が今日すでに経過いた
しておりますので、この第一条の施行
期日をこの際修正せんとするものであ
ります。

この法律はまことに機宜に適しまし
た提案でございます。このように修
正して、修正部分を除きます原案に
賛成するものでございます。

一言この機会に政府当局にお願いを
申し上げておきたいと思うのでござい
ます。累次にわたります行政整理、い
わゆる行政機関の縮小と定員の減少と
が行われましたが、これはこの施行に大

きな困難を伴います。ゆえかもしれま
せんが、いつも定員の割合を目標に減
少するとか、あるいは一割何分を目標
に縮小をはかるとか、こういう方法が
とられましたために、玉石混濁で、どの
行政機関も一律に減少するというやり
方になっております。そのために非常に
たくさんな仕事を持っており、重要な
仕事に従事しております機関、また
戦後統制の解除その他によりまして仕
事の少くなった行政機関も、同じよう
な比率で人員、機構の縮小が行われ
る。ここにまだにその禍根が残って
おると思われるのでございます。従い
まして、この点をよく勘案されまし
て、監督行政機関においての行政管
理庁が定員の増加等を審議なさいます場
合、現業事業官庁の事業量の増加によ
る職員の増加というものは特に意を
用いられたい、かようにお願いを申し
上げたいのでございます。

国民が行政機関の縮小を熱望いたし
ておりますのは、実際に国民のため
に仕事をされておる行政機関が縮小さ
れることを望んでおるのではないので
ございまして、やはり戦中戦後に行わ
れました煩雑な統制とか、あるいは指
導とか監督とか補助とか、こういうこ
とのために国民がわずらわしいと思う
ようなことすらありましたので、そう
いう機関の縮小は心から願っております
が、国民に真にサービスをしてくだ
れる機関、役所の縮小を願っております
ではないということをご心に置かれまし
て、ぜひとも今後の御参考にせられ、
あるいはまた行政機構の整備拡大ある
いは整理縮小等の場合には、この点に
十分御留意あられんことをお願いいた
しまして、修正案を提出いたします。

とともに、その部分を除く原案に賛成
するものでございます。

○八木幸吉君 私はただいま議題とな
りました行政機関職員定員法の一部を
改正する法律案に反対するものでござ
います。以下、簡単にその理由を申し
上げます。

その第一は、定員増加の裏づけとな
るべき行政機構そのものの根本的改革
の構想は、政府の御説明では何ら表明
されておらず、ただそのときの必要を
満たすだけの改正にすぎません。現状
では毎年その年の必要に応じ若干ずつ
定員増加の要求をされておりますが、
戦後わが国の行政機構は複雑膨大化
いたしまして、その簡素化は、国民
各層にわたっての要望されておるとこ
ろでございます。しかるに昨年の鳩山
内閣でもこの問題を取り上げました
が、定員の問題には触れないで、単に
機構のみの改正にとどまっておるあり
さまであります。今回の約三千人の増
加要求の経過を承わってみましても、
行政管理局への各省の要求は六万人に
上っておりますことであり、あたかも
予算編成時の各省の分取り競争とその
軌を一にしておる状態でございます。
まず、わが国の国力、国情に相応した
簡素な行政機構改革の構想を決
定いたしまして、定員の増減のとき
も、この大方針に沿うた年次計画が立
てらるべきであると思っております。

第二は、欠員並びに退職者の問題で
あります。昭和三十三年一月一日付
の各省全般的欠員は、合計八千二百四
十二人でありまして、また年間自然退
職者は約二万人でございますから、こ
れらのものを総合的に考えるべきであ
るにもかかわらず、その努力の跡が見
られないのは遺憾でございます。

第三は、現在常勤勤務者は約六万人
に及んでおります。仕事の内容は一般
公務員と同じで、すでに勤続数年に及
び、ただ身分が違うために不利益を
こうむっておるという状態にありなが
ら、これを一般公務員の定員に繰り入
れないのは、定員法設置の精神を没却
したものでありまして、一種の脱法的
行為とも申すべきものであります。
従って、この業務内容によりまして定
員中にこれを繰り入れ、しかる後に定
員の多少を論議するのが本筋であると
思うのであります。

第四に、昨今の官界の腐敗は目に余
るものがありまして、ことに農林省の
ごときは、連日にわたってその汚職が
新聞紙に報ぜられておるにもかかわらず、
これが対策をいたしまして、何ら
の技術的機構改革を断行したことを聞
かないのであります。定員の問題とこ
れらの問題とはあわせ考えるべきはず
であります。これがなされておら
ないのは遺憾でございます。ただし、
定員の増減を議するときには、必ず機
構改革を検討すべきでありまして、機
構と関連して初めて定員の妥当性がき
めらるべきであると存するのでありま
す。

以上をもつて私の反対論といたしま
す。

○森中守義君 私は日本社会党を代表
いたしまして、政府の提案になる行政
機関職員定員法の一部を改正する法律
案に賛成をいたします。ただし若干の
意見をこの際申し上げておきたいと思
うのであります。

一昨日来、政府当局と本委員会にお

ける委員との質疑応答の中で明らかに
なった問題が多々ありますが、その中
で要約をいたしますと、今この定員法
に定めるいわゆる定員の基準そのもの
について、相当検討の余地があるとい
うことでございます。たとえば、農林
省においても、文部省、建設省
あるいは総理府、郵政省、かように全
省にわたります。いわば二十四年以
来、数次にわたる行政整理の結果、今
この定員の設置基準になっておるので
あります。これはすでに数年を経過
した今日、必ずしも行政の実情にマッ
チするものかどうかということは、は
なはだ疑問とせざるを得ません。従っ
てこの際、私は政府当局におかれまし
て、総体的な行政機関職員の各省にお
ける配置が妥当であるか、あるいはど
うであるかということの抜本的再検討
をまず政府当局に要請をしたいと思
うのであります。その次に、年度ごと
に三十二年度における各省が行管
を適じ、さらには大蔵省に対して要求
をいたしました定員の算出の根拠であ
ります。積算の根拠につきまして、一
例をあげます。郵政省は事業官庁
であります。各地域々々におけるい
わゆる実定員の中から若干不足して
おる、あるいはこれだけが必要だとい
う実定員の要求ではなくて、ややも
すると想定のな、あるいは予算上の定
員要求になっておまして、果して想
定要求あるいは予算要求というもの
が、各行政機関ごとに正当な定員の適
正な配置となり得るかどうか、その要
求の根拠の脆弱性を指摘しなければな
りません。来年度以降におきまして
は、この各省が大蔵省あるいは行管に對
する定員要求の積算の根拠というもの

たいというのが平素の念願であります。しかるに政府は、そのことをなさず、きわめて一部分に触れておるこの小さい法律案を提出しておるのであります。私は決してこの改正案に十分の満足意を表することはできないのでありますけれども、しかし、それが一部分であるとはいえ、一歩前進しておるんだという意味におきまして賛成するものであります。

なお、質疑中に、ちょうど大臣が席をはずしておられるときであつたかと記憶しておりますが、私は、この定員法の改正について政府部内で研究しておられる途中、行政管理庁はどのくらいの役割を果しておられるか、どういふふうにしてこの定員法改正に関与

しておられるかということについてお尋ねいたしましたのに対して、岡部政府委員からお答えをいただいたのであります。そのお答えによりまして私は十分に納得するところまで遺憾ながら到達することができなかったものであります。と申しますのは、どうも大蔵省と各官庁との間の交渉が主になって、行政官庁のそれに関する関与の程度が弱過ぎたきらいがあったのではないかと感じを今もって去ることができないのであります。元来、こういう問題につきましては、各省庁は一人でも多くの定員をとろうとする、一方大蔵省におきましては、その逆に、一文でも金の節約をしようとする、そこに意見の極端な開きがあるのであります。これではほんとうの裁定ができるはずはないのであります。幸いに行政官庁という官庁が特設せられて、その間に立って第三者の立場において正しい意見を出しになるに最もふさわしい行政官庁なのであります。私決して大蔵省及び各官庁が不誠意であるかというところまでは申したくないのでありますけれども、三つの官庁を比較いたしますと、だれが一番公平であるかということを考えるときに、行政官庁が一番公平な判断を下すであろうということとは、私のみならず、國民一般が考えておるべきことであると私は思っております。かように考えておりましたから、しっかりと関与していただきたい、というふうに希望しておりましたのでありますけれども、この結果等から見まして、私はそれがまだ不十分ではなかったのかということに疑わざるを得ないのであります。この

点特に今後御留意になりまして、一段強く関与をしていただきたいというのが私の希望であります。

それから、先ほど岸総理が同僚の質問に対して、行政機構の改革等につき簡潔を旨とする、能率を上げるようにしたいというお答えでありました。これはまことにその通りのことでありまして、代々の総理がこれとはほとんど同じ答弁をしておられるのであります。これに加えて綱紀の肅正ということがまた非常に大きな問題になった国会もかつてあったのでございます。一番大きく取り上げられたのは吉田内閣のときであったかと思いますが、あるいは行政委員会の整理、あるいは各種審議会の整理、あるいは全般にわたる職員の大々的の縮減というようなことに触れられて、ある程度の効果をおさめられたのであります。が、一部の強い反対にあいまして、その目的を十分達せられることはできなかったものであります。その後数年たちまして、今日までかような問題について政府のほんとうの決意を示すほどの強い改正案というものが出たことはいない。私は記憶しております。今度こそ非常に大きな政変のバックを持つておられる政府でありますから、ほんとうに決意してお出しになるということ、私は心から期待しておったのであります。それけれども、これまで当が大いにはずれたのであります。なるほど行政機構の改革あるいは行政整理といううな問題は、非常にむずかしい問題であります。これは普通の問題と違つて、外部からだけの反対があるだけでなしに、内部からの反対がより以上に強く起る場合が多いのであります。この

非常なる政府の決意を要する次第であります。しかし今日までの経過を見ますと、いさゝと、各代々の政府において相当に研究はしておられる、またその関係の審議会の答申も得ておる。官庁内部におきましては、その関係の幹部の諸君の間にも相当に深く検討されまして、大体この問題に関する意見というものは出尽くしておるのじゃないかと私は思います。この後さらに政府が、あるいは何とかの審議会にもう一べん諮問してその答申を待つてといううなことをなさるようなお考えがあるのかどうか知りませんが、私はもうそんな必要はないのじゃないか。何べんやられても同じようなことじゃないか。いたずらにじんぜん目を延ばすことじゃないか、もう出尽くしておるのだから、そのうちどれが正しい意見であるかということをお政府において認定されまして、それを決行されていい時期が来ておるのではないかと。つきましては、そのうち政府と申しまして、その中心となる人はもとより総理と主管大臣であります。この兩人が断の一字をこの際に行きまして、できるだけ早くその問題に着手され、法案を正しくお作りになりまして、提案されること一日も早からんことを私は切に希望する次第でございます。

以上を申し述べまして、私の賛成の討論といたします。

○委員長(亀田得治君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認めます。

○委員長(亀田得治君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認めます。

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

○委員長(亀田得治君) 多数でござい

○委員長(亀田得治君) 全会一致と認

りますと、行政管理庁の方でも、同庁の原田弘成監察官を専任監察官として、大阪管区監察局に同公団大阪支所の資料調査を命ずることになった、こういうことが書いてある。これはその通りと了承してよろしゅうございますか。

○國務大臣（大久保留次郎君） この問題が参議院の問題となりまして、ことに読売新聞において現地にわたつての記事がありますので、私の方としても住宅問題としては注意しなければならぬ問題である。私初めに申し上げたと思ひますが、道路問題とか住宅問題とか、問題を起しやすきことについては、私ども行政管理庁としては特に目を離してはいかぬと、こう思つております。そのやさきでありますから、こういう問題が起りましたので、とりあえず事情を内俣せよという話をしておるのは事実であります。

○秋山長造君　あの問題は実は私ども現在われわれとしても究明中ですし、また建設省あるいは住宅公団においても真相を調査、究明中でございますが、今日までのところ、あの用地の買収について、あるいはまた請負契約の適正か不適正かという点について、さらにまた工事を施行する過程における当局の監督が十分であったかどうかというような点、さらにまた竣工検査が十分に行われていなかったのではないかとというような点、さらに竣工後のあの住宅の管理がきわめて不行き届きであった点、こういう問題点があると思うのです。本年度においては政府は住宅建設ということに一そう力を入れて、日本住宅公団に対する財政投融資にしても、昨年度の二百十三億円からこと

しは一躍三百六十五億円というように大幅にふやされて、そうしてさらにこの公団住宅の増設ということに力を注がれることになっておる。で、こういうやさきに今の金園団地の住宅のような問題があちこちで起るということになったら、これは私は大へんな問題だと思ふのです。勢い政府の住宅政策そのものがこれはもう根本からくずれる

と思う。幸いにして行政管理局におきましては、本年度の行政監察計画の中に公団の監察ということを重点的に取り上げておられる。どうか一つこういう具体的な問題の起つておるやさきでもございますから、一つ今後の行政監察のスケジュールを思い切つて繰り上げていただいて、今直ちに、この金岡団地の問題に限らず、住宅公団全般に對して徹底して行政監察をおやりになるように私はこの際お願いしたい。特に長官は、行政管理局の長官であると

同時に、国家公安委員会の最高責任者でもあられるのです。だからこの公団の監察については最適任者であると私は確信をするものです。どうか一つ、いやしくも公団の経理あるいは事業運営等についても不明瞭があったり、あるいは不正があったり、不適正な点があったりして、そのために世間の指弾を受けるということの万々ないようになり、一つ全力をあげてやっていただきたいと思う。この点についての御留意意のほどをお伺いしたい。

○國務大臣(大久保實次郎君) さつきも申しました通り、この事件については相當の関心を持って、直ちに内偵せよという指令を発してありますが、實を申せば、ただいま行營で一番力を入

れておるのは、防衛庁の調査と食管会計の調査であります。これは二つとも重要な問題で、ほとんど全力をあげて、と言つては語弊があるかもしれませんが、せんが、皆力を入れておる最中である。その最中にこういう問題が起つたのでありますけれども、これはある程度手をさいてもこの問題の調査に当りたいと、こう思います。

○秋山長造君　もう一点だけお伺いします。

さらに、今もちょっと一言申し上げたことなんですけれども、この金固団地の問題については、用地の買収についての手続、それからまた請負契約に ついての手続、そういう問題をめぐって 刑事事件も起りかねないのじゃないか というようなことすら私どもは聞い ているのです。こういう点につきまし ても、これは大臣は国家公安委員会の 委員長なんですから、この行政監察の

面と、それからこの警察行政の面と、両面から私は一つこういう問題は、この際徹底的にやはり究明していただきたいと思うのです。で、その点についても特にお願いをしておきたいと思ひますので、その点の御留意あるかどうか伺いたい。

○國務大臣(大久保留次郎君) 行管についで指示したのは事実であります。それについてのまだ詳しく調査の報告はきておりません。そのうちに参ると思います。その結果を見てまた決意を新たにして大々的に話し合うこともあるかもしれません、今のところはそういう状況であります。

また警察の発動問題であります、これは私から特に指令いたしませんで、

も、地元の警察は当然内偵しておると
信じます。

○委員長(亀田得治君) それでは次に
国の防衛に関する調査を議題に供しま
す。

伊丹基地返還に関する事情及びその善後措置等についてまず御報告を願いたいと存じます。

○政府委員(今井久君) 伊丹飛行場に

私あてといたしまして、近き将来において伊丹飛行場を返還するという簡単な書面を受け取った次第でございます。本日まだそれを受けました程度でございます。まして、正式に返還に相なりまする時期がいづであるかというところは、まだはっきり確定いたしておりま

せん。また返還の内容等につきましてもまだわかっておらないのでございます。私どもといたしましては、さっそくこれらの事情等も聞き合せまして、返還に相なりました後におきましては、調達庁を離れまして、政府部内のは、関係各省の間のまた打ち合せ等もあらうかと存じます。

以上、簡単でございますが、御報告を終わります。

○委員長(龜田得治君) 本件に関し御質疑のおありの方は順次御發言を願います。

○八木幸吉君 返還されたらどこの管轄になりますか。

○政府委員(今井久君) 一応この国有につきましては、私の方で返還事務といたしまして返還を受けまして、そうして大蔵省に引き継ぐと、こういう順序になるかと存じます。

○八木幸吉君 從來基地を返還された場合、大体そういう通知が出てから何カ月くらいで返還が実現いたしましたか。

○政府委員(今井久君) この本日受け

ました通知は、きわめてべく然として
おりますのでございますが、近い将来
において伊丹の飛行場を返還する意
思も簡単な書面でございます
であると、こういう簡単な内報とい
うものがございます。正式なものとい
いた

しまで迅速すると、こういうふうに行
私の方に参ります場合が大部分でござ
います。これはおそらくまあ伊丹の飛
行場というものがいろいろな面で大華
なところであるというようなことで、
好意的に早く知らせるということで、
私どもに参ったのではないかと存じて
おる次第でございます。

○秋山長造君 伊丹の飛行場を返された理由は、まあ今おっしゃるようになるにわかにはつきりつかめないのですが、私想像するのに、幾つかの理由の中の一つの理由としては、やはりあそここのあたり土地柄、いろいろなこれは経済的あるいは文化的、まあその他のいろいろな面での、土地柄からいって、ど

うも軍用飛行場として不向きだということが一つあるのじゃないかと思うの

ですがね。その点いかがでしょう。

○政府委員（今井久君） どういう理由であるかということは、実は私の方

に、先ほど申しました通りに、今のところわかっておらぬのでございます。まあ軍といたしまして配備計画というものがときどき変わっておりますので、そういうような計画の変更というふうなことがございまして、そうしてまた、なるべく早く施設を返還するようにして

の方がいい、こういうような見地で参ったのではないかと存じておる次第でございます。ただいま御指摘に相なりましたような理由がどうかというところは、ちょっと私といたしまして、ただいま推察できないのでございます。

○秋山長造君 伊丹の基地については、地元でずいぶん反対運動等が従来あったことは御承知だと思ふのでありますが、これは、アメリカ軍の基地であるうと、あるいは自衛隊の基地であるうと、いずれにしても、あそこ軍事基地があるというところは適当でないというところから出発したものと私は思ふのです。よく今まであちこちの基地で例があるように、駐留軍は返したけれども、そっくりそのまま今度は自衛隊の基地になる、自衛隊の演習場になる、自衛隊の飛行場になるという形は、伊丹の場合、最も好ましくないのじゃないかと私は思ふのですが、その点はどうかと思ふのです。今後のことはどうなるわけですか。今後のことに属するわけですが、あんなたの方で、どういうようなおつもりでおられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(今井久君) 調達庁といたしましては、施設の提供、返還というような事務をいたしております関係上、先ほど御報告申し上げました通りに、先方の施設委員会の代表から、同じく私が日本の施設委員会の代表をいたしておりますので、窓口といたしまして、私どものところへ返還の通知があった次第でございます。今後これがどうなるかということにつきましては、実は、これは私も調達の仕事の外にあるような関係でございます。私からどうこうということとはち

と申し上げかねる次第でございます。○秋山長造君 将来どうするかという問題については、あなたの方に権限がないというふうなお話ですけれども、しかしこれは、返された後、将来どうするかという点については、調達庁長官もこれは重要な相談にあずかられるお一人だと思ひますが、全然そういうことには関係なさるのですか、あなた。

○政府委員(今井久君) 私が従来やっております仕事から申し上げますと、窓口といたしまして返還を受けまして、その方から個人に返す、国有に属するものにつきましては国有の施設の所管の方へ返還をいたす、こういうことでやつておるような次第でございます。従ひまして、今後それをどうするかということは、おのおのの権限のある役所、所管をする役所において相談をしていくことになるように仕事をしておる次第でございます。

○秋山長造君 もう二点お伺いします。が、一点は、返還の予定されておる伊丹の飛行場は全部が国有地であるのかどうかという点と、それからもう一点は、従来自衛隊の方から、この伊丹の駐留軍飛行場を自衛隊の飛行場にしたいという話があったかどうか、その二点お伺いします。

○政府委員(今井久君) 第一点の御質問では、伊丹の総面積は六十六万四千八百四十五坪、そのうちで六千九百七十九坪というものが民有地でございます。と、あの六十五万七千八百六十六坪というものが国有地になっております。このほかに、建物といたしまして

て、二百二十九棟、一万五千四百一坪というものが建物として使われております。その中で、民有建物が三千二百坪ということに相なっております。それから第二点に御質問のございました従来自衛隊が共同使用するという点についての話が合ったかということにつきましては、私の方にその点につきまして正式の話は聞いておりませんのでございます。

○八木幸吉君 今お話の民有地六千何百坪、建物三千何百坪、それが返つてきましたら、従来の持主との関係で補償等の関係が出てくると思ひますが、どういふふうな関係になりますか。

○政府委員(今井久君) これが返ります場合に、接収いたしました当時と返りましたときとを比べまして、損害等がございしますれば、これは返還する場合に補償をいたすということに相なる次第でございます。

○八木幸吉君 現場を調達庁で御調査になつて、妥当と認める線で補償する必要がありますか。

○政府委員(今井久君) 現場を調査いたしまして、そうして補償する必要があるかどうかということを調べまして、その上で補償するというところに相なると思ひます。

○委員(長(亀田得治君) ちょっと私二、三伊丹のことで確かめてみたいと思ふのですが、従来は内報がなかったようですが、今回は特に内報があったというの、これは何か特別な背後の事情等があるのでしょうか。

○政府委員(今井久君) その点は、特段に背後の事情というふうなことは私はないと存じます。ただ、伊丹の方の

航空基地というものが非常に大事なところでありまして、また先般来御承知の通りに、国際空港というふうなことでずいぶん新聞等にも出ておりました。そういうふうなことで、なるべく早く知らせる、こういうことじゃないかと私も想像しておる次第でございます。

○委員(長(亀田得治君) もう一つ、条件というふうなものがついておるのかおらぬのか。表面上の文章としては、近き将来返還する、それだけになっておるといふのですか。たとえば、将来国際空港にするとか、あるいは米軍側にも若干使わすとかあるいは自衛隊にも若干使わすとか、何かそういうふうなものがあるのか、従つて内報というふうなものを出して、その点はどうかというふうな点を確かめて、どうもそれがうまく行かなかつたらだめだという含みが若干あるような感じも、実はこの問題についてはいろいろいきさつがあるものですか、感ずるのですが、そういうふうな条件などはないでしょうか。

○政府委員(今井久君) 私の方へ三日付で参りました書面は、御報告申し上げました通りに、近き将来において伊丹飛行場を返還をする用意がある、こういう簡単な文書でございまして、その通りでございます。今後その時期とか、あるいは返還につきましての問題等があるにしましても、それはその機会に正式に表明されるのではないかと私どもは考えておる次第でございます。

○委員(長(亀田得治君) 地元では、これは非常にその将来の扱い方を突は関係を持っておるのです。地元では軍事基地反対というところで非常なああいう

反対運動が盛んに起きていたわけですが、これは特殊な場所なんですね。ああいう三都市に囲まれた、極端にいえば再軍備政策をとるといふような立場に立つても、これからの飛行場はあいうところはとも無理だ、軍用飛行場は。そういう感じは強く一致して出ておるわけですか。そういう点からいいますと、たとえば自衛隊に使わすとか、君の方にやるが、国際空港にすれば地元の反対は緩和できて、そうして拡張しやすい、そのかわりあを若干は出してくるような話であれば、今後の具体的にあなたの折衝によつて、これはよほど注意してもらわないと、おそれるべきの報道で、地元の人たちは非常に喜んでおると思ふのですが、そういう問題が背後に伏在しておるとすると、相当問題が紛糾してくると思ふのです。そういう問題が出てきた場合に、長官としては、この場所柄からいつてどういふふうな気持でおられるか。若干仮定のようなことにもなりますが、しかしこれは現実にもなれば、しつて関心を持っておる問題であるだけに、ちょっと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(今井久君) その点につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、昨日付で私が受けました書面は、きわめて簡単なものでございまして、内容等はないのでございます。私といたしましては、できるだけ完全なもので返還を受けたいという気持を持っておる次第でございます。

○委員(長(亀田得治君) まあ今の段階では無理かと思ひますが、私が申し上げたような点、十分一つこれは慎重に

取り扱ってもらいたいというのを要望しておきます。

それから近き将来というのは、大体六月初ころを予定しておるといふうちにちよつとうわさに聞いたのですが、どういふ程度なんでしょうか。

○政府委員(今井久君) この近き将来ということが文字にございましたが、私どももいたしましてその時期をはつきり知っておきたい、こう思っています、実はけさほど間合したような次第でございますが、向うといたしましては、ただいまのところ、いつころであるかというところは申しかねる状況であるという答えてございまして、私どももいたしまして、今日いつころであるかというのを申し上げることができない次第でございます。

○委員長(亀田得治君) そうしますと特にこういう内報をしてくれた意味が実はなくなつて、そうするとやはり一部の人が憶測するように、何か観測気球を上げてみて、その反響を見るというふうな憶測もやはり出てくるのですね。今までの方法でやってきたのだから、だからこの辺は重ねてこれはよく御注意されていろいろ折衝してもらいたい。それから施設委員会の日本側のあなたが責任者というわけですが、その具体的な返還についてのしかば施設委員会としての交渉ですね、これはいつころから始まることになるのですか。

○政府委員(今井久君) 私どももいたしましては、向うの返還する状況、またいつころ——時期的にいうといつころになるかという点につきましては、さつそく私どものところであるべく早く知りたいと実は考えております。

す。さつそくそれらの状況を向うに聞き合せていふことを考えておる次第でございます。ただ、ただいままでのところは、先ほど申しました通り、時期につきましても明確にいつころとすることを聞いておらなかつたのでございしますが、そのうちには大体の時期等もわかるかと思つておる次第でございます。

○永岡光治君 大へんいい機会がありますので、一つお尋ねいたしますが、先般、内閣委員会の調査で東海地方へ参りました節、名古屋郵政局がまだに病院に使われて返っていない。しばしばこの問題については関係委員会の方で強い要望が出ております。当局に返還してくれと、聞けばその方向に進みつつあるというお話を聞いておるわけですが、今日の時点においてどの程度進んでおるのか、ぜひその辺の事情をお聞かせいただきたいと思つております。名古屋郵政局が現在米軍に使用されておりました、非常に御不便をかけておる次第でございます。この点につきましては、昨年十一月ごろから存じますが、私、これら郵政関係の各施設で現在まだ解除になってないものも調査いたしましたのでございまして、それで、あるいはここに資料を持っておりますが、名古屋郵政局のほかは仙台にもまだあるというふうな伺います。それでこれらの郵政局の建物につきましてもなるべくすみやかに返還してもらつたように、その当時さつそく施設委員会にも要求をいたしました。また私自身、米軍の施設委員会の代表にも折衝をいたしましたのでございまして、そうして

なるべくすみやかに一つ返還をしてもいいというところを強く要望いたしました。これに関する公式な一表示をしてもらいたいというのを要望いたしましたところ、本年度の十一月以前には返還をする見込みであるという事は回答をもらつておる次第でございます。

○永岡光治君 これは私どもも実情を拝見していただいたわけですから、いいんです、御承知の通り、あそこは陳列館といふんです、何かそういう商工会館みたいなことになっておる、事務室にはきわめて不適当な建物です。大へん暗い中で仕事をしておる。暖房装置もついていない、きわめて不便な状況であり、能率も上らないというところ、はなはだしという陳情も受けておりますので、十一月までに返還するということであれば、そう間もないことであると思つております。なおすみやかに返還方を、最善の努力をしていただくようにお願いをいたして、私の質問を終わりたいと思つております。

○政府委員(今井久君) その点につきましては、さらに最善の努力をいたして御要望に沿いたいと思つております。

○伊藤道雄君 伊丹飛行場の返還に關して二、三お伺いしたいと思つておりますが、例のあの相馬ヶ原の演習地を初めてとして、全国には演習地の一部分的に全く使われていない不用地が相当あるように聞いておるのですけれども、調達庁は全国的な実態を調査したものでございましてどうか。まずそれを伺いたいと思つております。

○政府委員(今井久君) ただいまの御質問の点につきましては、ただいまここに資料は持つておりませんが、多分調

達庁にはそれらの点の詳細に調べたものがあろうかと存じます。

○伊藤道雄君 もしございしますれば、けつこうなんですが、ない場合には一つ早急にその実態を調査していただきたい。御承知のように相馬ヶ原では現地の農民は、よく長官も御承知のように、相当熱心に、たとい一部分でもいいから戻していただきたいということをお呼び続けておるわけですね。そういう実情にかんがみて、今後一つ米軍に交渉して、全く使われない不用地等については、一つ部分的でもよろしいから、まず米軍との交渉によつて、農民の要求にかなうよう一つそういう交渉をとつてもらえるかどうか、ぜひわれわれとしてはそういう交渉を強力にお願いしたいわけですね。その点について……

○政府委員(今井久君) まことに、ごもつともな御要望でございます。相馬ヶ原につきましても、御承知の通り十五町歩でございますが、農耕しておる土地につきましては現在の施設区域からはずしてもらいたいという御要望があることは、私どもよく承知しております。この点につきましては、私どももいたしまして米軍に対して強く折衝しておる次第でございます。相馬ヶ原以外のものにつきましても、私どもの方で常に演習地その他、検討いたしまして、そうしていやくも使つておらないというふうなものがありますものは、常に一部返還というふうなことを米軍に対して施設委員会を通じて要望しております。たびたびそれらのことが議題に上つておる次第でございます。先日九十九里浜につきまして

も、従来保留施設として二十六万坪ございまして、これが使つておられない大部分の土地を正式に認めます場合に返してもらひまして、残り六万坪を正式協定により施設区域とした次第でございます。

御不審の点につきましては、今後さらに十分検討いたしまして、努力いたしたいと思つております。

○伊藤道雄君 今、百里原の話が出ましたけれども、私も先般、内閣委員会の委員として茨城県下へ参りまして神ノ池、百里原飛行場、こういう面について実地調査して参つたのですけれども、その後調達庁としては神ノ池、百里原についてはどういふふうな考えておられますか。

○政府委員(今井久君) 百里原、それから神ノ池は、米軍に提供してありますものでないのをごさいます。たしか防衛庁の管轄かと存じます。私どもとしてはあの問題は取り扱つておらない次第でございます。

○伊藤道雄君 今これを調達庁にお伺いするのは筋違いかと思つて、法務省にお伺いしたいと思つて、やはり調達庁に相当関係があることとありますので……。例の日米合同委員会の小委員会は先月の十一日に第一回を持たれ、日本側としては十九日に第二回をしようという御要望でありましたけれども、これは退けられて、米軍の意思に従つて先月の二十六日に第二回の合同委員会の小委員会を持たれたはずであります。これはまた機会を得て法務省に十分お聞きしたいと思つて、御承知だと

たらその実態を伺わせていただきたい
と思います。

○政府委員(今井久君) 今の御質問の
点は、刑事特別委員会のことではない
かと思いますが、あの点につきまして
は、私ども全然関係しておりません
ので、お答え申し上げることができま
せん。

○伊藤頼道君 御存じなければけっこ
うです。また法務省に伺いますから。

○委員長(亀田得治君) それでは本件
に関する質疑はこの程度にいたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

昭和三十一年四月十一日印刷

昭和三十一年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局